

## 決算特別委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年9月21日（木）午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員 長 常盤 信一 君	副委員 長 木野田 誠 君
委 員 平原 志保 君	委 員 中村 満雄 君
委 員 前島 広紀 君	委 員 厚地 覺 君
委 員 新橋 実 君	委 員 塩井川 幸生 君
委 員 前川原 正人 君	

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

な し

4. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

教育長 高田 肥文 君	教育部長 花堂 誠 君
教育総務課長 本村 成明 君	学校教育課長 河瀬 雅之 君
社会教育課長 西 潤一 君	学校給食課長 石神 修 君
国分図書館長 富永 克義 君	国分中央高校事務長 山下 広行 君
溝辺教育振興課長 宗像 健司 君	横川教育振興課長 東中道 誠 君
牧園教育振興課長 小園 孝子 君	霧島教育振興課長 中馬 聡 君
福山教育振興課長 田實 一幸 君	教育総務課主幹 林元 義文 君
教育総務課主幹 山口 清行 君	教育総務課主幹 侍園 賢二 君
教育政策Gサブリーダー 内村 光孝 君	学校教育課長補佐 真茅 孝洋 君
学校教育課長補佐 小牟禮 勉 君	学校教育課主幹 末満 伸太郎 君
学校教育課指導主事 芝 隆志 君	学校教育課指導主事 末吉 泰幸 君
学校教育課指導主事 福永 準 君	学事G長 徳田 章 君
指導事務G長 加治木 徹 君	社会教育課長補佐 今村 靖 君
社会教育課長補佐 鈴木 順一 君	社会教育課主幹 新門 勝利 君
学習支援G長 濱尻 市子 君	国分図書館館長補佐 池田 鎮博 君
メディアセンター指導主事 野本 正樹 君	メディアセンター指導主事 北原 利郎 君
国分中央高校管理G長 福永 清美 君	教育施設G主査 福盛 忍 君
学校給食管理G主査 高 秀和 君	
農業委員会事務局長 内田 大作 君	農業委員会事務局主幹 本村 浩孝 君
農業委員会事務局長主幹 池之上 徳幸 君	振興G主任主事 有村 大 君
農地G主任主事 山下 良太 君	
農林水産部長 川東 千尋 君	農林水産政策課長 砂田 良一 君
農政畜産課長 田島 博文 君	林務水産課長 川東 輝昭 君
耕地課長 西元 剛 君	溝辺総合支所産業建設課長 齋藤 修 君
横川総合支所産業建設課長 片白 信人 君	牧園総合支所産業建設課長 阿久井 洋一 君

霧島総合支所産業建設課長	塩屋 一成 君	福山総合支所産業建設課長	別當 正浩 君
農林水産政策課主幹	鎌田 順一 君	農林水産政策課サブリーダー	堀切 貴史 君
農政畜産課主幹	末松 正純 君	農政第1G長	今吉 秀志 君
林務水産課長補佐	山之内 治 君	林務水産課主幹	岩元 龍己 君
林務水産G長	落水田 剛 君	耕地課長補佐	川崎 千秋 君
耕地課主幹	森 裕之 君	耕地課主幹	養田 健 君
溝辺産業建設課主幹	八反田 竜一 君	横川産業建設課主幹	下久保 弘 君
牧園産業建設課主幹	松形 一敏 君	霧島産業建設課主幹	山下 晃 君
福山産業建設課主幹	国師 五寿美 君	畜産G主査	中吉 康昭 君
林務水産G主査	馬渡 誠 君		
保健福祉部長	越口 哲也 君	保健福祉政策課長	田上 哲夫 君
生活福祉課長	堀切 総 君	子育て支援課長	岡元 みち子 君
長寿・障害福祉課長	池田 宏幸 君	清水保育園園長	新窪 政博 君
横川保育園園長	富満 睦己 君	保険年金課長	有村 和浩 君
健康増進課長	林 康治 君	すこやか保健センター所長	早渕 秀子 君
日当山春光園園長	末原 トシ子 君	横川長安寮園長	馬場 昇 君
保健福祉政策課主幹	種子島 進矢 君	保健福祉政策課政策Gサブリーダー	野村 譲次 君
生活福祉課主幹	堀之内 幸一 君	生活福祉課管理G長	河野 博志 君
生活保護第2G長	鎌田 富美代 君	子ども家庭支援室長	鮫島 政昭 君
子育て支援課主幹	市来 秀一 君	保育・幼稚園G長	富田 正人 君
こどもセンターG長	東郷 美之 君	長寿・障害福祉課主幹	福永 義二 君
長寿・障害福祉課主幹	久木田 勇 君	長寿・福祉G長	住吉 一郎 君
長寿福祉Gサブリーダー	秋丸 健一郎 君	障害福祉Gサブリーダー	白鳥 竜也 君
敷根保育園園長	石塚 洋子 君	保険年金課主幹	山下 美保 君
保険年金課主幹	松元 政和 君	国民健康保険G長	末増 あおい 君
健康づくり推進室長	吉村 さつき 君	健康増進G長	中村 真理子 君
市立病院管理G長	鮫島 真奈美 君	発達支援G長	重留 真美 君
保健福祉政策課政策G主査	野村 樹 君		

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

宮本 明彦 君                      有村 隆志 君                      植山 利博 君

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

原田 美朗 君

7. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第64号 平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

8. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会      午前9時00分」

## △議案第64号 平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

### ○委員長（常盤信一君）

ただいまより決算特別委員会を開会します。本日は昨日に引き続き、議案第64号、平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について審査を行います。早速、審査に入ります。まず、教育部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

### ○教育部長（花堂 誠君）

平成28年度一般会計歳入歳出決算のうち、教育部に係る決算につきまして、御説明いたします。まず、私からの総括説明の後、教育総務課から順に各課長等が、決算に係る主要な施策の成果に基づき詳細について、御説明いたします。それでは、歳入歳出決算書の9ページ、10ページをお開きください。(款)10教育費の予算現額は62億3,914万7,000円であり、総予算額に対し9.7%を占めており、支出済額は47億3,772万2,308円で、総支出済額の8.0%を占めております。なお、この予算現額と支出済額には、本年4月から市長部局に移管されました、スポーツ・文化に関する支出も含まれております。それでは、各項について、御説明いたします。(項)1教育総務費の支出済額4億215万5,132円は、教育委員会事務局運営費や奨学資金貸付事業などのほか、教職員住宅の修繕など入居者の住環境の向上を図りました。(項)2小学校費の支出済額8億2,731万8,851円は、各小学校の円滑な管理運営や学力向上対策などに努めたほか、宮内小学校校舎増築工事や市内小学校の防水改修工事など施設整備を積極的に行い、教育環境の整備を図りました。(項)3中学校費の支出済額3億9,317万7,963円は、小学校と同様に各中学校の円滑な管理運営や学力向上対策などに努めたほか、横川中学校の駐輪場改築など教育環境の整備を図りました。(項)4高等学校費の支出済額10億9,526万7,100円は、国分中央高等学校の円滑な管理運営、生徒の希望する進路実現などに努めたほか、屋内運動場建築工事に着手するなど、生徒の更なる利便性や安心・安全な教育環境の確保を図りました。(項)5幼稚園費の支出済額7,305万9,707円は、公立幼稚園5園の運営に要した経費であり、各園が教育目標を掲げ園児の指導を行うなど、適切な管理運営を行いました。(項)6社会教育費の支出済額6億4,273万7,976円のうち、教育部に係る主なものとしては、青少年育成センターの運営、「きりしまっ子立志塾」などの青少年の健全育成や生涯学習に係る経費のほか、各地区公民館等の適切な運営を行いました。また、天降川川筋直し350年、宮内原用水完成300年の特別展の開催や図書館、メディアセンターなどの社会教育施設を有効活用し、市民の学習ニーズに応えることができました。(項)7保健体育費の支出済額13億400万5,579円のうち、教育部に係る主なものとしては、今月から配食を開始しました国分地区南部学校給食センター建設に要した経費など、安心・安全な学校給食の提供等に努めたところでございます。次に、翌年度繰越額、14億3,805万7,000円につきまして、御説明いたします。(項)2小学校費の3億9,500万円は、向花小学校校舎大規模改造事業に係る経費でございます。(項)3中学校費の4億2,760万円は、日当山中学校校舎大規模改造事業に係る経費でございます。(項)7保健体育費の6億1,545万7,000円のうち、教育部に係るものは、国分地区南部学校給食センター建設に係る経費でございます。最後に、教育費の支出済額合計は、47億3,772万2,308円となっており、予算現額に対する執行率は75.9%であります。予算現額から翌年度繰越額を除いた執行率は98.7%となつ

ております。以上で、教育部の総括説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○教育総務課長（本村成明君）

教育総務課に関する主要な施策の成果について、御説明いたします。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の127ページをお開きください。教職員住宅維持管理事業につきましては、入居の見込めない一般の教員用住宅3棟を解体し、近隣の住宅の駐車場として利用するようにしたほか、浴室改修をはじめとした各種修繕を行い、住宅環境の整備を行いました。奨学資金貸付事業につきましては、新規貸与者38人へ総額1,617万6,000円、継続者貸与者91人へ総額4,214万8,000円を貸与したほか、高度な専門知識や技能を身につけた奨学生の定住を促し、人口の増加及び地域の活性化を図るため、返還金免除を主とする「霧島ふるさと愛若者応援事業」の制度創設を行いました。128ページをお開きください。宮内小学校増築工事につきましては、10月から着工し、平成28年度末で総体の出来高が32.33%でございました。平成28年度は全体契約額の約3割に相当する金額を契約種別ごとに支払ったところでございます。陵南小学校、富隈小学校は、1号棟及び管理棟がそれぞれ屋上の劣化が進んでおりましたので、防水改修工事を行い、安全な教育環境を整備することができました。福山小学校は、これまで体育館にトイレが整備されておられませんでしたので、新たに倉庫部分にトイレを新設いたしました。溝辺小学校は、運動場と民家の境界部分の法面が、昨年6月に大雨により崩壊いたしましたので、その復旧のための防災工事の実施設計業務を行いました。横川中学校は、駐輪場の老朽化が進んでおりましたので、その建替えを行い、生徒の安全性、利便性を向上させることができました。以上でございます。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

学校教育課に関する主要な施策の成果について、御説明いたします。平成28年度一般会計歳入歳出決算書128ページから135ページ、138ページから139ページ、144ページから149ページ平成28年度決算に係る主要な施策の成果130ページから134ページになります。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の130ページをお開きください。学校教育課におきましては、平成28年度基本方針を踏まえ、六つの重点施策を掲げ、その具体化をめざし努力してまいりました。その中から特に成果の見られた内容について、4点御報告いたします。1点目は、「学力の向上と個性を育む教育の推進」における取組でございます。「確かな学力の定着と向上」においては、4校の研究協力校が公開研究会を行い、その成果を還元したり、各学校から延べ285件の要請により指導主事や外部講師を派遣し、指導・助言を行ったりすることで、分かりやすい授業づくりに向けた指導方法改善が図られました。また、「小・中・高校における外国語教育、国際理解教育の推進」においては、外国語指導助手5名と外国語活動等支援員8名を全小学校と中学校・高等学校へ計画的に派遣し、小学校外国語活動、中学校・高等学校の英語教育の充実を図ることができました。さらには、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、合理的配慮の不提供の禁止が義務化され、年々増加傾向にある支援を必要とする幼児・児童・生徒のための特別支援教育支援員を幼稚園に4人、小学校42人、中学校21人配置し、発達障害がありコミュニケーションがうまく図れなかったり、肢体不自由のためうまく歩行ができなかったりする幼児・児童・生徒の支援を行いました。2点目は、「豊かな心を育む教育の推進」における取組でございます。「生徒指導の充実」のいじめ問題や不登校の未然防止と適切な対応に

については、各種相談員を効果的に活用して、児童生徒や保護者の相談・指導を行いました。いじめ問題への対応については、いじめ問題対策支援室相談員が123回の学校訪問や45件の電話相談、18件の来所相談等を行ったりすることで、学校における迅速な対応が行われ、関係機関との連携も充実いたしました。また、不登校児童生徒への対応については、小6・中1かけはしサポーター支援員や国分・隼人教育支援センター指導員が、不登校児童生徒に積極的に関わるとともに、家庭に関する課題等はスクールソーシャルワーカーが関係機関との連携を図ることで、総合的な支援を推進できました。3点目は、「特色ある教育活動と開かれた学校づくりの推進」における取組でございます。「小規模校教育の充実」では、上場四校集合学習や牧園中学校校区きずな・ふれあい集合学習の実施により、小学校から中学校へのスムーズな移行を図ることができました。4点目は、「健やかな体を育む教育の推進」における取組でございます。「体力向上の推進」では、子どもの体力低下が顕著になる中、各学校の「一校一運動の改善、充実や「体力アップ！チャレンジかごしま」に積極的に取り組むことで体力向上を図りました。また、市内全小中学校で各学校の実態に合わせて独自の運動プログラムを組み、発達段階に応じた指導を行うことで重大な事故を防止することができました。学校教育課におきましては、今後も基本方針を踏まえ、重点施策の具現化をめざして努力してまいります。以上でございます。

○学校給食課長兼隼人学校給食センター所長（石神 修君）

学校給食課に関する主要な施策の成果について、御説明いたします。平成28年度一般会計歳入歳出決算書146ページから149ページ、平成28年度決算に係る主要な施策の成果135ページです。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の135ページをお開きください。学校給食センター運営事業や国分地区小中学校給食単独調理場運営事業につきましては、施設、設備及び備品の不具合に対しまして、修繕や買替えを適宜行いました結果、安全で安心な給食施設の機能を維持向上させることができました。学校給食施設整備事業につきましては、国分地区南部学校給食センターの工事に9月に着工し、平成28年度末で総体の出来高が34.86%でございました。平成28年度は、全体契約額の約3割に相当する金額を、135ページに記載のとおり、契約種別ごとに支払ったところでございます。現地調査で御覧いただきましたとおり、本年7月に完成しまして、この2学期から国分地区の五つの小学校と一つの中学校に給食の提供を始めております。食に関する指導につきましては、栄養教諭が各学校に出向きまして、児童・生徒に食に関する正しい知識や食習慣について、理解を深めてもらうための機会を提供することができました。保護者には、給食だよりや献立表により、周知を行いました。食物アレルギーや食中毒等への対応につきましては、学校や保健所等と連携を図り、マニュアルに基づいた対応をすることで、防止することができました。特に、食物アレルギーについては、保護者と面談して子どもの状態をくわしくお聴きすることで、より確実な給食の対応をすることができました。以上でございます。

○社会教育課長（西 潤一君）

社会教育課に関する主要な施策の成果について、御説明いたします。平成28年度一般会計歳入歳出決算書138ページから143ページ、平成28年度決算に係る主要な施策の成果136ページから141ページです。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の136ページをお開きください。社会教育総務費では、社会教育団体の活動の支援で特に女性団体連絡協議会において、市内7団体

による霧島市女性団体連絡協議会が発足し、相互の連携や情報交換が行われるようになりました。市内各地区における成人式の実施では、7地区それぞれで、新成人による実行委員会が特色ある運営を行い、対象者1,647人のうち1,093人が参加し、参加率66.4%となりました。137ページの社会教育振興費では、家庭教育学級の実施で市内全ての公立幼稚園から小学校、中学校52校に家庭教育学級が開設され、延べ1万988人が参加し、家庭教育の充実が図られました。各種講座の充実では高齢者学級等を市内6地区で開設し、開講延回数89回で、7,021人の参加があり、健康や生きがい、防災等について学習されました。霧島アカデミーにつきましては、32人の講座申込者があり6回の講座をとおして、延べ130人の参加があり活力あるまちづくりに向けての学びがありました。青少年体験活動の実施では、きりしまっ子立志塾や自然体験事業等を実施し、国際的な視野を広げたり、霧島の自然や文化に触れたりしながら、将来の目標を考えるきっかけづくりができました。138ページの社会教育施設費では、いきいき国分交流センターやサン・あもり等の指定管理施設において、自主事業の開催やホームページによる案内等により、利用者の増加が図られました。139ページの公民館費では、各地区公民館管理運営事業で条例公民館の施設や設備の定期点検委託により安全性の確認をする一方で、修繕、改修を行い適正な環境づくりができました。また、公民館講座開設事業で、公民館短期講座や定期講座を開設し市民の学習機会を提供しました。140ページの郷土館費では、特別展の開催で天降川川筋直し350年、宮内原用水完成300年や止上神社展を開催し郷土の歴史を学ぶ機会を提供しました。また、歴史講座の実施で各地区5館の郷土館めぐりを開催し、霧島の歴史に対する造形を深めていただきました。141ページの文化財保護費では、文化財少年団事業の開催で小中学生を対象に、ふるさとの歴史や文化に対する理解を深めさせることができました。また、文化財整備事業の実施で鹿児島島神宮壁画修復や福山のイチョウ養生を行い、文化財の適切な保護にあたりました。以上でございます。

○国分図書館長（富永勝義君）

図書館及びメディアセンターに関する主要な施策の成果について、御説明いたします。平成28年度一般会計歳入歳出決算書142ページから145ページ、平成28年度決算に係る主要な施策の成果142ページから143ページです。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の142ページの図書館費をお開きください。1 学習環境の充実では、国分・隼人図書館、溝辺・横川・牧園・霧島・福山図書室において、蔵書冊数は約41万7,000冊を数え、年間約23万6,000人の方々に御利用いただきました。利用者からリクエストのあった図書については、新規購入のほか県立図書館や県内の公共図書館等との相互貸借を活用し、利用者の利便を図りました。図書館の電算システムが更新時期を迎えたことから、外部にサーバをおくクラウド方式で更新を行いました。自宅からの貸出延期や自分の貸出履歴の把握ができるようになりました。2 読書活動推進では、おはなし会や読書まつり等を引き続き実施したほか、夏休みを利用した植物採集教室等を開催し、読書に対する興味の醸成を図り、読書推進に努めました。また、ブックスタートの活動により、乳幼児期からの読み聞かせが、赤ちゃんの言葉と心を育むためには大切なことであるとの認識が浸透しつつあります。次に、143ページのメディアセンター費について、御説明いたします。1 学習環境の充実では、一般開放コーナーや鑑賞室の維持管理に努め、土曜子ども映画会等の上映会の開催や、映像・音楽・インターネット等の視聴体験サービスを提供し、約1万8,000

人の市民に御利用いただきました。2研修センター機能の充実では、市民を対象としたパソコン操作の基礎やデジタル写真の加工、動画の編集等の講座を実施したほか、教職員を対象とした情報教育等に関する各種講座を実施しました。510名の方に受講いただきました。また、来所者等への指導・助言を行い、メディア利用の推進を図るとともに、これらに関する課題やトラブルの解決に努めました。3視聴覚ライブラリー機能の充実では、視聴覚教材・機材の整備、充実に努め、学校や社会教育団体等に教材ソフト(DVD等)・機材の貸出を行いました。また、地域映像の収集を行い教材としての活用を図りました。その他、学習用教材の制作・支援を行い、県自作視聴覚教材コンクールでは最優秀賞に入る等成果をあげております。以上でございます。

○国分中央高校事務長(山下広行君)

国分中央高校に関する主要な施策の成果について、御説明いたします。平成28年度一般会計歳入歳出決算書134ページから139ページ、平成28年度決算に係る主要な施策の成果144ページから145ページ、平成28年度決算に係る主要な施策の成果について、御説明いたします。144ページをお開きください。平成28年度中の具体的措置(1)進路指導の充実においては、進路指導補助員を1名配置し、企業情報の収集や新規の求人開拓を行い、県内外で31の企業を新規に開拓しました。成果といたしましては、企業訪問や関係機関との連携により、リアルタイムに求人情報等を収集できたことにより、卒業時には、全生徒の進路が決定し、就職・進学率100%を4年連続で達成いたしました。(2)学校の活性化につきましては、部活動における外部指導者による指導や九州大会以上に出場した部活動に対する大会補助、指定宿舎における寮監業務の委託や新規入寮者に対する一時金の補助を行ったところです。成果といたしましては、女子柔道部や陸上競技部・ダンス部が全国大会に出場するなど、学校の取り組みの成果が着実に生かされました。また、指定宿舎には寮監を配置し、生徒が安心・安全な生活が送れるようにするとともに、入寮の際の一時金を一部補助することで保護者の負担軽減に繋がったところです。(3)学校の施設整備につきましては、昨年の10月より屋内運動場の建設に着手し、今年度中には完成する予定です。なお、平成28年度末で総体の出来高は18.53%でございましたので、145ページに記載のとおり、全体契約額の約16%を契約種別ごとに支払ったところでございます。以上でございます。

○委員長(常盤信一君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員(中村満雄君)

国分中央高校について伺いますが、現在の生徒数が811人ということですが、これらの生徒の市内、市外もしくは県外とか、そういった内訳数を把握されていたら説明をください。

○国分中央高校事務長(山下広行君)

ちょっと計算をさせてください。

○委員長(常盤信一君)

それでは、後で答えていただくとして、ほかにございませんか。

○委員(平原志保君)

社会教育課にお伺いします。女性団体連絡協議会というものの、市内7団体は、具体的に名

前を教えてくださいいいですか。

○社会教育課長（西 潤一君）

霧島市女性団体連絡協議会につきまして、加入団体を申し上げます。まず、霧島市婦人会連絡協議会、これは旧国分市でございます。同じく国分のほうで、国分地区各種女性団体連絡協議会、隼人町地域女性団体連絡協議会、隼人町各種女性団体連絡協議会、牧園町各種女性団体連絡協議会、それと、福山女性の会、霧島地区地域女性団体連絡協議会。以上、七つでございます。

○委員（平原志保君）

それぞれ人数はお分かりですか。

○社会教育課長（西 潤一君）

人数につきましては、ただいま申し上げました上のほうから、順に申し上げます。霧島市婦人会連絡協議会が23名、国分地区各種女性団体連絡協議会が500名、隼人町地域女性団体連絡協議会が160名、隼人町各種女性団体連絡協議会が580名、牧園町各種女性団体連絡協議会が131名、福山女性の会が13名、霧島地区地域女性団体連絡協議会が26名となっております。

○委員（平原志保君）

平均年齢というか、年齢層などはお分かりになっていないですよ。

○社会教育課長（西 潤一君）

女性の年齢を把握するのは。ということで、年齢については把握しておりませんが、押しなべて言いますと、高齢化が進んでいるのかなという印象を持っているところでございます。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

先ほどの中村委員からの御質問ですが、平成29年度の5月1日の実績でお答えいたします。生徒数が822名でございます。市内の中学校からきた生徒が574名でございます。したがって、822人から574人を引いた生徒が県内外から来ていることになります。ちなみに県外からは6名、今在籍している状況でございます。以上です。

○委員（前川原正人君）

成果書のほうの127ページの、教職員の住宅の維持管理補修事業についてですけれども、教職員の住宅の全戸数の110戸に対しまして、86戸が入っていると。率でいきますと、大体78%程度しか入っていないということになるわけですけれども、学校長、教頭の管理職については入っていただくということで、車で遠距離通勤をされているというような事態もあるわけですけれども、あとの22%。100%とはなかなか難しいとは思いますが、入居戸数を何とかクリアといいますか、満杯に近い形での入居率にするための手立てとして、教育委員会としての議論なり働きかけなり、どのような努力をされているのか、お示しいただけますか。

○教育総務課長（本村成明君）

委員がおっしゃられました空き家につきましては、内訳を申し上げてみたいと思います。牧園地区が3戸、霧島地区が4戸、福山地区が団地タイプがうち15戸含まれておりますことから、17戸と大変多うございます。今申し上げましたこれらの住宅につきましては、おっしゃったように、全てが一般教員向けの住宅でございます。教育委員会でのどのような努力をしているかとおっしゃられますと、なかなか現在は車社会になっておりまして、かなりの遠距離から通勤を



してこられる先生方も多数おられますことから、私どももこの住宅の取扱いについては大変苦慮しているというのが正直なところでございます。そのようなことから、平成28年度も入居の見込めない一般教員向けの住宅3棟は解体をしたような状況でございます。

○委員（前川原正人君）

こればかりは住居の自由がありますので、強制はできないというのは十分分かるんですが、例えば、福山町牧之原の教職員住宅。あそこは14戸数でしたか。たくさんはなかったと思うんですが、東牧之原住宅の隣になりますが、当時できる時に、福山町の土地を使ってよろしいと。しかし25年経ったら、市に移管しますという約束事があったんです。今からもう二十何年前の話ですが、そういうふうな切替えというの、当然考えていかなければならない問題も生じているわけで、当時のことは、鮮明に覚えております。福山町議会でそこは聞いたことがあるんです。ですから、ここはもう一回精査といいますか、検証といいますか、協議をしていただいて、そのような方向で少しでも活用ということ。そのまま置いておけば朽ちていきますので、そういう方法というの、今後は協議をしていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○教育総務課長（本村成明君）

教職員住宅の用途を廃止して、一般市民向けにといったような御提案だろうと思うんですけども、過去には、そういうことを実現したことも、霧島市になってからもございました。ただ、今度は一般市民向けの住宅にするためには、そこに幾ばくかの費用が修繕なり大規模な改修なりの費用も発生いたしますので、なかなか関係部局との調整が難しいといったような状況もございます。ただ、自治体によっては、教職員住宅のまま、条例の中で一般市民も入居ができますといったような定めをしているところも、あることは承知いたしております。また、そのような議員の皆様からの御提言もたくさん受けておりますので、今後も引き続き、その案についてはしっかりと検討してまいりたいと思います。

○委員（前川原正人君）

それと、同じく主要な施策の成果の127ページの、奨学資金貸付事業ですが、これが高校で月1万8,000円。大学等の場合、月4万4,000円。大学院で月8万7,000円と。これが無利子で貸与するということになっているんですが、今回の決算を受けて、実績が129人ということになっているわけですが、漏れる方も中にはいらっしゃるわけ。この中にありますように、学業が優秀という解釈に、実際の運用と食い違いが生じているということが、ここらも認識があると思うんですけども、昔の育英会とか、こっちがだめだったらこっちに、こっちがだめだったらこちらにということで、それぞれの運用の在り方、それぞれの判断があるわけですが、これをもっと大いに活用する施策として、部局内でどういう議論がなされているのか、お聴きをしておきたいと思います。

○教育総務課長（本村成明君）

主要な施策の成果の127ページには記載しているところでございますけれども、学業が優秀という表現をこれまでしてはございましたが、実際の運用は、成績よりも選定委員会では所得を重視してはございましたので、条例改正も平成28年度中に行いまして、学習意欲がある者と、意欲のほうに重きを置くように条例も改正して対策はしたところでございます。ちなみに、平成28年度

の新規採用者の応募者が43人ございまして、うち41人を採用し、二人を不採用としておりますが、この2名については私どもが作っております所得基準を超過した方ということになります。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、今後、奨学金を受けて高校、大学を出て霧島市内に5年間勤務した場合に二分の一と。10年経った場合には全額免除するというので、この辺も大いに県外流出を防ぐという点では一つの活性化策の布石になると思うんですが、まだ始まったばかりなので、どうなのかということとはなかなか見えないと思うんですが、教育委員会と例えば商工部局とかとの協議というのは、綿密な連携を取りながらやらなければならないというのは大まかには分かるんです。例えば具体的に、こういうところだというのがなかなか見えてこないんですね。その辺についてはどのようなお考えなのか、お聴きしておきたいと思います。

○教育総務課長（本村成明君）

この制度を練るときにも、庁内で横の連携を取りながら議論はしたところでございます。一つ申し上げますならば、4年制大学を卒業して、霧島市内の企業に勤めて、かつ定住をしようと思ったときに、果たしてどれくらいの受け皿があるのかといったようなことも、今日は数字を持ってきておりませんが、調べております。ですので、そういう受け皿作りについては、今、委員がおっしゃるように、商工振興課のほうと横断的な連携を取って働きかけをしていかなければいけないといったようなことは、今後の手法としては考えているところでございます。

○委員（前島広紀君）

今の関連なんですけれども、奨学金貸付事業に関してですが、これの申込受付は、いつぐらいですか。申し込みたかったけれど、もう終わっていたという話を聴くことがあるんですけれども。

○教育総務課（山口清行君）

申込は例年1月の中旬から3月の中旬となっております。

○委員（前島広紀君）

1月の中旬ということは、新しく入学する人はどうなるわけですか。4月に入学されますよね。その人は、1年生の時は申し込みないということですか。

○教育総務課（山口清行君）

3月の中旬としておりますのが、合格発表があって、すぐに申込をしていただくという流れになっております。あとは、緊急学生という制度がございまして、例えば経済状況が急遽悪くなったとか、そういったのは年度途中であっても申込ができるような制度になっております。

○教育総務課長（本村成明君）

おおむね今答弁したとおりでございますけれども、大体、進路を決められて、そこに行かれる想定で、確かにそこに合格するという保証は得られないわけですが、そういう希望のもとに、奨学金のほうは申込をされるようでございます。霧島市の募集開始がおそらく国県と比べると遅いと思うんですけれども、大体、国や県を検討されて、その後に霧島市を選択されるといったような方が多いのではないかとこのように考えております。

○委員（前島広紀君）

例えば、今年の4月に市内の高校などに入学された時には、もう申込みは終わっていると。先ほど通年募集もできるという話もありましたけれども、基本的にはそういうことですよ。1月に募集は終わっていると。だから4月に申し込むのは遅いということですか。

○教育長（高田肥文君）

高校の場合なども、私学は早めに推薦もごさいますし、特に短大、大学の私学は、もう12月頃には大体、合格が決まっておりますので、申込みは1月から十分できるというふうに思っております。

○委員（中村満雄君）

国分中央高校についてももう一回伺いますが、就職です。就職116人の内訳が市内市外といったのはあるわけですが、霧島市外にいらっしゃって国分中央高校に進学した結果で、今度はその県外の方が市内に就職するか市外に就職するか、その数字をつかんでいらっしゃいますか。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

ただ今数字を持っておりません。調べてあともってお知らせいたします。

○委員（中村満雄君）

今の質問の理由は、霧島市のお金を使って、市外からおいでになって、霧島市内に就職されるならばまだしも、そのまま外へ行くというのは腑に落ちないという意識からですので、お願いします。もう一点伺いますが、メディアセンターのことで、143ページに機材の貸出しという制度がありますけれども、この機材の貸出しというのは、現在のところ現実にはメディアセンターに来て借りないといけないと。中山間地域といいますか、旧6町の方が借りたいというときに、メディアセンターに借りにきて、また返しにいかないといけないというのがかなり負担というケースもありますので、そこら辺の改善とかはお考えではないですか。

○メディアセンター指導主事（野本正樹君）

お答えいたします。現在、機材の貸出しにつきましては、メディアセンターに主な機材を置いておりますが、それぞれの教育振興課のほうにもプロジェクターであったりとか、拡声機であったりとかいうものは配備してあります。それ以外のものにつきましては、実際メディアセンターのほうに来て借りていただくという形をとっております。これまでの実績としまして、メディアセンターからスクリーンであったり、DVDデッキであったりというのを各教育振興課のほうに配置してあったんですが、貸出し実績の数からいったときにメディアセンターでの貸出しのほうはかなり多いという結果がありましたので、今、メディアセンターのほうに集約しているところでございます。今後のことにつきましては、今の段階では、現在の貸出しの方法を考えているところでございますが、要望が多い場合には、教育振興課との連携等も検討していかなければならないと思っております。

○委員（中村満雄君）

貸出しを希望される方の旧6町のほうからの比率を把握された上での対応ですか。仕方がないから国分へ借りにきているんだということはないのかということを確認させてください。

○メディアセンター指導主事（野本正樹君）

今後はそのようなものも実態の把握に努めていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

学校給食の関係でお聴きしておきたいと思うんですが、先日は現地を見させていただいて、すごい施設であると認識したところでした。お聴きしたいのは、学校の給食の時間が12時25分から始まるということなんですけれども、食べる時間というのは把握されていらっしゃいますか。

○学校給食課長（石神 修君）

給食の始まりはおっしゃるとおり、全部が25分ではないんですけれども、大体そのあたりの時間から始まるかと思えます。給食時間につきましては、準備、片付けまで含めまして、小学校で30分、中学校が40分か45分だというふうに聴いております。

○委員（前川原正人君）

今、全国的な社会問題になっているのが、15分しか食べる時間がないと。そして市のほうでも平成20年でしたか、食育基本法を受けて、霧島市の食育ということで位置付けされて、食育推進計画の中で、学校給食については食べながら食育を推進できる大切な時間ということで定めてあったり、毎日食べる給食を通して友達や先生と楽しく食事をすること、健康に関する知識、食事マナーを学ぶということで、今から約10年ぐらい前に制定されたことになっているわけですが、食べる時間を早く早くじゃなくて、一つはその食缶回収の時間があったり、時間的制約もあるというのは理解をするわけですけど、その辺の食べる時間の確保というのを教育委員会として、しっかり確保し、ただ食べるだけじゃなくて、食育という法律でも定めてある性格のもので、その辺についての議論、協議、学校とのカリキュラムまで踏み込むのかもしれませんけれど、その辺はどのような議論をされていらっしゃるのでしょうか。

○学校給食課長（石神 修君）

机を囲んで協議というものは私の中ではまだないんですけれども、各学校の校長先生から、給食時間が短いという声を受けて、校長先生方でも今おっしゃったカリキュラム、1日の時間帯というもので、給食の時間を増やせないかというようなことを検討されたということはお聴きしたことがあります。ただ、今のカリキュラムの中で時間を増やすのは非常に厳しいというようなことをございまして、話はそこで止まっている状況でございます。

○学校教育課長補佐（小牟禮勉君）

補足させていただきます。児童生徒の給食を食べる時間、学校では給食指導の時間と言っておりますが、文部科学省が出しております食に関する指導の手引きにおきましては、大体、30分から35分の食べる時間を確保するように努めることということになっておりますので、学校訪問等の指導の際には、教職員が準備、後片付け等については事故等がないようにきちんと指導すること、そして、喫食する時間の確保については指導しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

一つの視点というのが、ただ食べればいいということではないと思うんです。今度は、子供たちで手分けして配食する。そして食べる時間が確保されて、ややもすると15分程度しかないんだから、早く食べなさいということで食育にならないわけです。3分でラーメンを作って食べるのとはわけが違いますので、学校教育の中での学校給食という性格の食育で指導するというか、ちゃんと食べる。そして、ただ食べるだけではなくて、その中にはいろんな意味が込

められて食育があるわけですので、教育委員会が指導というのは立ち位置上、そうせざるを得ないと思うんですが、もっと時間をかけて、限られた時間の中で食事をするということに尽きると思うんですが、校長との協議が必要ではないのかなというふうに思うんです。ただ早く早くではなくて。ただ食べればよいということではなくて、食育基本法という法律の趣旨から見ても、もう一度振り返って検証が必要ではないかと思いますが、教育長いかがお考えなんですか。

○教育長（高田肥文君）

食育基本法の中で、目標がきちっと8項目ぐらい定められておまして、その食材を作る生産者への思いとか、調理される方々への感謝の気持ちとか、いろんなことで食育というのは進むというふうに思います。また、学校給食のみならず、家庭での食育、そこまでの影響を含めて、献立表を各家庭に送り、そして家の食事と献立が同じものになるとかを防いだりしながら、いろいろ連携をとって、学校栄養職員もおりますので、そこ辺を使いながら進めております。時々新聞で、短い時間でどうのこうのというのは話題になっておりますので、先ほど小牟禮補佐からもありましたが、食育についてはかなり私ども力を入れながら、そういう指導をしておりますので、十分な食べる時間は確保するように指導はしたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

学校の施設整備の件です聴きたいんですけども、小中学校の整備が進んでいるわけですが、この中で耐震改修の付帯工事がなかなか進んでいないという話を聴くわけですが、その辺は最初の計画どおり進んでいるのかをお伺いします。

○教育総務課長（本村成明君）

これまでもお答えしてきておりますけれども、学校施設整備につきましては、耐震改修をメインとして年次計画を定めて、その計画にのっとって随時、実施しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

耐震改修はやっているわけです。その後の正門改修もしました。その後プールやグラウンド改修とかありますよね。そういったのが、計画には載っているけれども、その後は進んでいないということです。その辺の計画はどうなっているんですか。

○教育総務課長（本村成明君）

プール、グラウンドことでよろしいですか。以前は長期計画を定めておりましたけれども、現在は、校舎本体、体育館、そこまでをメインに考えておまして、なかなかプール、グラウンドというところまで事業費の関係もございまして実施ができていないというのが正直なところでございます。

○委員（新橋 実君）

計画はあくまでも計画であって、各学校にはいつ頃までにはやるということは、しっかりと説明されていらっしゃるんですか。

○教育総務課長（本村成明君）

いつ頃までにと具体的な年数まではちょっと申し上げていないところではありますが、例えば、A小学校のプールを何年度にしますとか、そこまでは私どもも言えないところなんですけど、今申し上げておりますように、現在のところは、校舎と体育館の大規模改造工事を

主に進めようということで、計画はしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

そうであれば、各学校の校長先生たちがその辺を分かっているか。教頭から、まだこれが残っているとかも聴きましたので、しっかりと校長、教頭含めて説明していただきたいと思えます。今回も、宮内小学校を増築等しているわけですが、トイレの工事ですが、洋式化がどんな形で進んでいるのか、お伺いします。

○教育総務課主幹（侍園賢二君）

トイレの洋式化につきましては、3か年で60%洋式化するという計画で、平成28年度にその計画を出しまして、平成29年度から洋式化に取り組んでいるところです。

○委員（新橋 実君）

現在、平成28年度で何%くらいですか。

○教育総務課長（本村成明君）

現状を申し上げます。大便器の総数とそのうち洋便器の数が幾らで何%かということで申し上げてまいります。小学校の総数、大便器が1,290個ございまして、うち洋便器が575個、洋便器の率が44.6%でございます。中学校625個のうち、洋便器が205個ございまして、洋便器の率が32.8%でございます。これらを今グループ長が申し上げましたとおり、主に、まず避難所となる体育館の洋便器化から現在着手して進めているということでございます。

○委員（新橋 実君）

60%にされるということでしたけども、最終目標は60%で十分だということ考えていらっしゃいますか。

○教育総務課長（本村成明君）

60%と決めた根拠が、文部科学省が昨年度発表しているんですが、一番進んでいるところの県の設置率の平均が、約60%ございました。全てを洋便器にしてしまいますと、世間には和式の便器も残っている施設もございますので、いろいろな経験ではないんですけども、全て洋式にしてしまうことはいかなるものかということも議論しまして、そういう数字も参考にしながら、60%という数字を決めたところでございます。

○教育部長（花堂 誠君）

今課長のほうからございましたように、衛生上、洋便器に座れないという子供たちもいるということで、100%というのはなかなか難しいところであると考えておりますが、先ほど来でございますように、平成29年度から、まずは避難所になる体育館等を中心に、進めているところでございます。

○委員（新橋 実君）

今、小中学校にも、養護学校にも行かずに、下肢不自由とか身体障害が多少ある子供たちも学校に来ると思うんですけども、そういった子供たちが小中学校に来た場合、十分今の学校で対応できるのか、その辺の整備はどういう形になっているのか、その辺はどうですか。

○教育総務課主幹（侍園賢二君）

そのような生徒が入ってきた場合には、急々に洋式を付けたとか手すりを付けたとか対応しております。

○委員（新橋 実君）

耐震工事をした時に、例えば建物を改造します。今はエレベーターを設置しているところもありますけれども、そういう時にエレベーターは全て設置がしてあるということで理解していますか。

○教育総務課主幹（侍園賢二君）

今、大規模改造工事というのを中心に進めていますけれども、その際には、エレベーターを設置するようにしています。そういう工事をしていないところには、設置していないということです。トイレも大規模改造をしたところには、洋式を先ほどの6割ということではなくて、大多数が洋式になるように大規模改造しております。

○委員（新橋 実君）

そういった子ども達が安心安全に生活できるようにしていただきたいと思います。それと条例公民館がありますが、公民館が非常に使いづらいと以前から言われており今回も避難所となっていてエアコンも付いていないと言われているわけで、条例公民館を外して地域に返してくれというような意見もあると思いますが、どのように把握されていますか。

○社会教育課長（西 潤一君）

公民館の条例を廃止して地区公民館へということでございますが、平成28年度に方針が出ておりまして今後どのような形で地域に返していくかという協議に移らなければならないと思っております。大きな公民館はちょっと手に負えないというところもございますので、地区に応じた対応が必要になってくると考えております。

○委員（新橋 実君）

地区の公民館長さん方は非常に使いづらいと言われているので、館長さん方としっかりと話をさせていただいて対応していくという理解でいいですか。

○教育部長（花堂 誠君）

ご指摘の条例公民館につきましては、教育委員会でも大きな検討課題でございます。委員の御指摘どおり使い勝手が悪いということもあり、エアコンについても牧園地区には旧農業大学のおさがる的なものが付いていて、福山地区についてはほとんど付いていない、溝辺地区も一つありますが付いていないという状況です。まず地元の皆さんの使い勝手を良くするためには条例を廃止すればいいのですが、条例を廃止した場合には維持管理という問題が出てきます。これらについては各地区の条例公民館となった歴史や経過がありますので、各地区に応じた対応が必要であると思っております。今年末から、まずは地区の皆さんとの話し合いに入りたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

しっかりと対応していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。それとちょっと話がありましたが、文化財関係で敷根の火薬庫跡がどのようになったのか。非常に歴史ある文化財と言われていましたがどうなりましたか。

○社会教育課課長補佐（鈴木順一君）

敷根の火薬製造所跡につきましては、幕末の集成館事業の一つとして位置付けられたもので貴重な資料と認識しております。平成27年度、平成28年度で鹿児島県が埋蔵文化財センターと

発掘調査をして残り状況も結構良いという話を聞いており、これについては守っていかなければならないと認識しております。特に来年度が明治維新150周年でありますので、敷根火薬製造所だけではないですが、他の維新時期に使われた資料等も含めて県と協力しながら将来的に保存できるような状況にしていきたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

先日も議員研修会のなかで、敷根火薬製造所は非常に歴史的な文化財であるという報告もあったので、これは大河ドラマに出るのではと期待していたのですが、歴史的な文化財ですからしっかりと対応や研究をしていただきたいと思います。最後に国分中央高校の件でお伺いします。就職率は100%ということですが、その100%は本当に望んだ道に行っているのかですね。例えば園芸工学科を卒業して園芸工学の道に進んでいる子ども達はどのぐらいいるのか、その辺を把握されてますか

○国分中央高校事務長（山下広行君）

はっきりとは把握をしてないところですが、本来であれば園芸工学科に就農を目指して入ってくる生徒が理想ですが、実際はそういう生徒だけではないのも事実でございます。授業での実習を通して農業・園芸に興味を持つ生徒を育て農業・園芸の道を選択してくれたらいいと、あと農業に対する理解を深めるというのも一つの方法かと思っております。農業大学には毎年5・6人は進学している状況でございます。

○委員（新橋 実君）

把握されていないということですね。ほとんどが他の道に進んでいて、就職率が100%ということですね。その辺も把握をしてほしいと思います。園芸工学はこの辺りにはあまりないので、市来農芸ぐらいテレビにも出て有名になっていただいて、園芸工学は霧島市の国分中央高校だというぐらいにして80%から90%の生徒が農業の道に行くように、今農業は非常に厳しい時代ですがせつかくそのような科があるわけですから、その辺はどう考えていますか。

○教育長（高田肥文君）

この前の青少年議会でも質問がございましたが、農業の後継者育成の学校は全国で27校ぐらい指定をされておまして、そのうち鹿児島県は2校で鹿屋農業高校と市来農芸高校は指定寮がございまして宿泊を共にしながら学ぶ、国全体で後継者育成の学校という指定をされていません。国分中央高校は、園芸工学科ということで植物の野菜や花、バイオ、庭園の樹木などを進めておりキシマツツジに力を入れているところです。高校を卒業したからその道に行くかという与实际そうではなく、例えば鹿児島大学教育学部で半分は教員にならない訳ですから、進路の選択の自由が崩れますので、本人の意思を尊重すべきと思っております。先ほどの敷根の火薬製造所跡については、市長もこれも世界遺産にという想いで文書を添えて要請書を県の教育委員会、知事へ届けており、強い想いをもって進めております。

○委員（新橋 実君）

ありがとうございます。世界遺産のほうは非常にありがたいことですが、園芸工学をしっかりと勉強をしてその道に行ってほしいわけです。そのような指導は先生方の力ですから、農業は大事な基幹産業ですからぜひとも力をいれたいと思います。

○国分中央高校事務長（山下広行君）



先ほど中村委員のご質問の件ですが、施策の成果の144ページでございますように、県内就職80人のうち霧島市内の47人となっておりますが、47人のうち市外の中学校から国分中央高校に入学して市内の企業に就職した生徒は17名となっておりますので御報告いたします。

○委員（平原志保君）

国分中央高校について伺います。指定宿舎と出ていますがこれは寮になるのですか。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

寮ではございません。学校が指定した宿舎という扱いになっております。

○委員（平原志保君）

まず、宿舎に入っている人数をお聞きします。新規入寮者に対する一時金の補助ですが、これは月々使用料がかかると思いますが保護者の負担額がわかれば教えてください。一時金はいくら払っているのか。1回で保護者に渡しているのか宿舎に対する補てんで払う金額が少なくなっているのか詳しく教えてください。

○国分中央高校事務長（山下広行君）

指定宿舎に入っている人数でございますが、平成29年度4月1日現在で27名、男性13名、女性14名です。寮費についてですが、二人部屋と一人部屋がございましてそれぞれ料金が違います。また、男性女性で違ひまして、女性の二人部屋で4万1,500円、一人部屋で5万5,000円、男性の二人部屋で5万1,500円、男性の一人部屋で6万5,000円、これは3食の食事付きです。それと入寮者一時金については、入寮する前に一時金として必要となる4万円のうち3万円を市が補助する形になっております。

○委員（前川原正人君）

確認でお聞きをしておきたいと思うんですが、国分地区南部給食センターの現地調査で鹿児島県産（地元産）の穀物類だけで23.5%の地元産を活用しているということでご説明をいただいたんですが、霧島市内の学校給食センター及び自校方式含めて全体で県内産の率はどれくらいの数値になりますか。押さえていらっしゃればお示しいただきたいと思ひます。

○学校給食課長（石神 修君）

先日、現地調査にお越しいただいた際に23.5%が全給食食材のうち霧島市内産ということでお答えいたしました。詳しい内訳を申し上げます。分類別では、芋・野菜類に分類されその中で最も多かったのが大根で市内産の割合が13.4%ございました。次が人参で12.6%、3番目がキャベツで10.7%となっております。全食材に占める県内産の割合は59.7%になります。ちなみに文部科学省が出している全国平均は25.8%ですので本市は高い割合となっております。

○委員（前川原正人君）

県内産あわよくば地元産を大いに使っただきたいというのがありますが、これも食育推進計画の中でデータが古いですが平成20年2月の段階で学校給食における県内産物を使用する割合の目標値として75%を目指しているわけです。ところが現状値は当時67.4%と現在は59.7%と年々減っています。途中の数値はわかりませんが、表記をされた時と比較をすると約20%弱は地元産の使用率が下がっているわけです。だから、平成24年度の目標値75%を目指して下がるということは、ひと工夫必要ではないかなと思ひます。一つは先日も部長がおっしゃいましたように、県の学校給食会が入りますので難しさもあると思ひますが、推進計画を定めている

ので100%は難しいでしょうけれども、これに近い形での努力は必要だと思いますがどうお考えでしょうか。

○教育部長（花堂 誠君）

給食の食材につきましては、一般質問でもお答えした記憶がございますけれども、食材について必要なことは定時・定量・定質で決まった時間に重量も決められたとおりで質もそろっているということが一番大事でございます。特に農協など厳しい基準と申しますかそういったことをしていますけれども、先ほど質問もございましたが地元の農家も減少しているのも起因しているのかなと思います。ただ食育推進計画も今回見直しの時期でございますので、75%をどういった取り組みで決めたのか検証や食材の動向の調査も行う良い機会と思ったところでございます。

○委員（前川原正人君）

給食費への就学援助、いわゆる子どもの貧困による義務教育に係る就学援助の規定の中で学校給食へも7割か8割の就学援助の制度があると思いますが、霧島市の場合は今回の決算を受けてどういう状況なのかお示しいただけますか。

○学校教育課学事グループ長（徳田 章君）

就学援助に関して給食費は現在8割の補助をしております。仮に9割にした場合で試算をしますと約850万を超えますので財源的な部分もございますので、試算はしておりますけれども今後また検討が必要であると思っております。

○委員（前川原正人君）

上げるということも当然必要ですが、現状はどうですか。8割が出ますよね。小学・中学校に対して現状で見た時にどれぐらいの人たちがこの就学援助利用をして給食費への負担軽減という形で状況はどうなっているかということです。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

就学援助の受給率ということで回答しておきたいと思っております。子どもの割合は平成28年度決算では小中学校あわせまして16.49%となっております。この数字を5年間遡ってみますと平成24年度が14.55%、平成25年度が14.90%、平成26年度が15.79%、平成27年度が15.99%先ほど申しました平成28年度が16.49%と徐々にではありますが年々増加しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

数値を見たときに見方が2通りあると思います。一概には言えないですが子どもの貧困が進んでいるという見方、もう一点は就学援助制度を知らないとか周知徹底が必要との二通りあると思います。教育委員会としては制度というのを利用していただいて子どもの貧困対策という点から見ても手を差し伸べるという点がやはり必要だと思いますが、周知についての取り組みは学校で全体にプリントお配りするとかいろんな方法があると思いますが、現状はどうでしょうか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

実際に受給すべき方が申請しているか。その比率をきちんと把握し高めていくということが私たちの務めだと考えております。工夫としましては、これまでも議会等で説明した部分があ

りますが、実際に希望する方だけが手を挙げるのではなく全世帯に案内をして希望しない方についても希望した人だけが出すのではなく希望しない人にも希望しないという意味確認をしていただくようなことによって徐々にこの数字が増えているということでございます。さらには就学援助を受けているということを明らかにしたくないということで、申請窓口も学校だけではなく教育委員会のほうにも届出可能なシステムに改めてきているところでございます。

○委員（新橋 実君）

教職員、先生方の年齢区分はどのようになっていますか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

ここに手持ちの資料にデータがございません。[同日最後に報告あり]

○委員（新橋 実君）

教職員の資質向上ということで研修をされていますけど、40代・50代は今までの経験があって子ども達への対応ができると思いますが、若い方の資質を上げることは非常に大事だと思っています。資質向上のためにどのような研修などをされていますか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

県が行っている制度が中心でございますけども、初任者に対する研修は指導教員が指導して細かく研究授業の回数も定めて、1年間を通じてベテランの教員が張り付いて指導をします。スタートが一番大切ですから1年目と随所に節目で法令の研修機会がございます。それから御存じのように免許更新制により10年に一回は単位を取得しながら再度自分の授業方法を振り返り、その時代に合った授業方法を学ぶという機会がございます。また、市の教育委員会でも各教科主任担当者会等の場面におきまして直接指導主事が指導をする場面もございますし、各学校の要請に応じて指導主事が学校に出向き授業を参観しながら直接教員に指導するというのも数多くございます。

○委員（新橋 実君）

新しい先生が即担任という形が非常に多い気がするのですが、そのような形が一番いいのですか。その辺はどう考えていますか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

中学校の場合は教科担任制をとっておりまして初任者研修の期間中は担任を外すということも比較的容易であるのですが、小規模校の小学校におきましては人員的な余裕がない関係でどうしても担任をせざるを得ないということがございます。

○委員（新橋 実君）

中学校で新任の先生が各クラスの担任になるところが非常に多い気がするのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

経験等から申し上げますと最初の年から担任をするのは厳しい状況もあると思います。ただし、教員の中には大学を卒業してすぐ教員になるものもおりますけれども十数年現場で経験を積んだ上で教員に採用されたというものもおります。つまり教員一人一人の力量の差によって一概にだめとは言えない現状でございます。初任研も結構外に出る機会も多いですので、その辺のバランスもとりながら各学校がバランスのとれた校内人事を行っていくように指導してま

いりたいと思います。

○委員（新橋 実君）

管理職研修とか各種研修会というのは県があくまでも主体であると。霧島市ですということはないですか。

○教育長（高田 肥文君）

先ほどの学級担任をいきなり持つということで学級差が出るのが私共は一番避けなければならない。そこで私どもが去年から取り組んでおりますのが「各担任これだけは」ということで、入学式、始業式前にこれだけは全部同じようにしなさいと、でないと保護者がこられてうちのクラスはええっと思われるのは一番避けなければならない。ですから「学級担任これだけは」ということで、すべて準備と事前チェックができるようにさせました。そして2学期になっても、いじめその他いろんなことが起こりますので、2学期は2学期向けにしております。そして毎年レベルアップをするように修正を加えながら資質向上に向けて学級担任のことは進めているところであります。そして私どもは年間校長研修会を5回、教頭研修会を5回、そして教育事務所が主催する地区の校長研修会や教頭研修会もごぞいます。そういう中でいろんな情報を共有しながら各学校取り組まなければならないこと、それぞれ学校には学校の課題があるし県全体で取り組まなければならないこともございますので、そこ辺も十分に県と私どもと連携をとりながらやっております。そして特にその中で我々は一方向的に講義を聞かせるというのではなくて、演習というのを設けておまして実践的なことを発表させて、それをグループで協議することをしました。今年一番良かったと私が感じたのは福祉との連携で、これは学校だけではどうしようもない状況がございましたので保健福祉部の方々も一緒に研修に入ってもらい連携を確認しました。学校だけで学力だけというレベルではなくていろんな関係部署との連携が非常に必要になってきているというふうに感じていますので資質向上はそういうふうに取り組んでいます。

○委員（新橋 実君）

非常に大事なことでありますのでありがとうございます。やはり先生方も1学級40名近い子供たちをしっかりと見るというのはなかなか大変だと思います。ケアも大事だと思います。そこでちょっと伺いますけれども、先生方で体調不良などで例えば辞められたり、先生が不登校といったらおかしいですけど、中には自殺したりというのでも聞くわけですけども、そういった先生というのは平成28年度は、霧島市内にはいらっしゃいませんでしたか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

自己都合で途中で退職された方は1名いらっしゃいましたが、そういう理由ではございませんでした。そういう病気で休職等に入っている方は例年いらっしゃいます。ただ、治療をして復帰される方がほとんどでございます。

○委員（新橋 実君）

先生方も厳しい職場だと思いますので、メンタル面もしっかり対応していただくように、よろしくお願いします。

○副委員長（木野田誠君）

小規模校教育の充実のところでお伺いいたしますが、先生の話が新橋委員から出ていました

けれど、私は考え方が新橋さんとはちょっと違いますけれども、教育長、是非、新人の先生は小規模校にまず連れてきていただきたいと思います。もうすぐ人事異動、採用の時期にもなりますけれども、新任の先生を小規模校にまず最初に連れてきていただく努力をお願いしたいと思います。それでは質問させていただきます。上場4校で小規模校の充実ということで、小学校から中学校へのスムーズな移行も大変大事なことだと思います。中学校1校に行くわけですが、2行しか小規模校のことが書いていないものですから、そのほかにどういうことをされたのか、お話しいただけたらと思います。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

上場4校の木原小、川原小、平山小、塚脇小の合同学習があります。また、牧園地区では三体小、万膳小、中津川小、持松小が小学校6年生を対象に一堂に会して牧園中に集まって学ぶという場を設定しております。このような形でまずはいろんな行事で顔見知りになるということを通じまして、中学校へのスムーズな移行ができるようにと。また、そこには中学校の担当者等も関わりまして、事前に顔見知りになっておくといったことが、小中のスムーズな架け橋になるというような取組として実施しているところでございます。

○副委員長（木野田誠君）

この4校に限ったことではなく、市内全体の小規模校について、ここに示してあるもの以外にどういう事業を積極的にされたか、お伺いしているわけです。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

実際の学校の組み合わせは持ち合わせていないんですけれども、修学旅行とか宿泊学習に、小さな学校で1台バスを借りていくという費用も上ったりするわけで、そういうことの解消と、併せて一緒に行動することによって、仲間を増やすという取組をやっている学校は複数ございます。

○副委員長（木野田誠君）

質問の仕方が悪いのかなかなか通じないところがあるのですが、集合学習とかそういうことを私は質問しているのではなくて、単独校でもいいのですが、その学校に対して小規模校に対して集合学習だけでなく、平日頃どういう教育の充実をされているかをお伺いしているわけです。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

各学校で小規模校の特色を生かした教育を実施している中身についてお答えすればよろしいでしょうか。地域の環境を生かしまして、地域と連携していろんなサポートをいただきながら、その学校の特色を出している取組としましては、地域と連携した田植え体験から稲刈りまでの体験、あるいは収穫したものをういて料理を作ったり、あるいは鮎の放流をしたり、そういった様々な体験活動を実施しているところです。市内では特認校指定等もたくさんしておりますけれども、そういう各学校の取組を全面的にアピールする、広報誌あるいはインターネット上で公開することにより宣伝しながら、その学校の良さに触れていただくような体験入学もしているところです。そういう取組によりまして、各学校がそれぞれの学校の特色を発揮しながら、自校についてのアピールはしているところでございます。

○副委員長（木野田誠君）

いろいろ地域の特色を出してやっていたらと思うんですけども、特認校生をやっている学校も何校かあります。地域との連携については、地域も学校の存続という意味から一生懸命になっているわけですから、逆に学校側が1年間の教育カリキュラムの中で、特色を小規模校は何校もあるわけですけども、複式学級が多く先生たちも少なく大変なのは分かるんですけども、その学校独自の、例えば私の永水小学校の特色、あるいは隣の木原小の特色とか、その小規模校の学校の本当の特色、教育の面からの特色を学校の校長先生を始めとして、年間の計画を立てて、その学校の特色を出すような方策っていうのは教育長できないものです。

○教育長（高田肥文君）

それぞれの学校、地域によって、いろんな取組をしているわけですが、私ども教育委員会をお願いをしているのは、毎年キャッチフレーズを各学校は出しなさいと。それに対してどうしているかということと、我が校の自慢はこれだと。それぞれの学校のキャッチフレーズと我が校自慢をするように、そしてそれはきちっと同じ形式で、写真付きで報告をいただいているところでもあります。そういう工夫をすることが非常に大事だということでありまして、またそれが実際に学力につながらないといけない。一番私が今力を入れてほしいことは、小中の連携だというふうに思います。例えば、霧島地区であれば、霧島小があり大田小があり永水小があるわけですが、中学校はみんなそこに一つになっていきます。ですから、共通な実践事項というか、どの小学校も中学校に行くための基礎的な取組は共通に実践してもらわないと、この小学校はやっていてこの小学校はやっていないというのでは困るということで、これに今一生懸命、例えば、来年の小学校5、6年生は外国語活動が必修になって教科化されると。それで差が出ては大変でしょうということで、今、この3校は来年に向けてどう取り組むのかというようなことです。今回、夏休みに校長の面談もしましたが、校長だけじゃだめだというふうに私は思いました。なぜかという、霧島地区は小学校の校長先生は3名とも定年退職です。ですから、これは教頭にしっかりとつないでおかないといけないという思いがありましたので、教頭面接も実施して、そのことを伝えたところです。今何をしないといけないかと。今どんな準備をする時期かということ常々夏の時、またこの前の9月13日に教頭研修会がありましたので、そういうことを伝えたところでもあります。常に今特色を出すことも大事ですけども、共通に欠けてはならない、どの学校もやってもらわないとならないことをしっかりとやることが、これがまた特色だというふうに思っております。

○委員（平原志保君）

先ほど就学援助のことが出ていましたけれども、今までは希望者だけに配っていたのが全員に配っていただけるようになりまして、本当に大変よかったと思っております。ただ、配る時期がプリント類の多い学期の始まりの時期なので、普通の白黒印刷でくるんですけども、できましたら色付きの物にしていただくとか、プライバシーの保護のため必ず封筒に入れて出すとか、そういうことを義務づけていただければ、出しづらい方も出しやすくなるかと思えますし、ちょっと工夫をお願いしたいと要望を出しておきます。あと、各学校の判断で使える、ちょっと修繕を試みたりとか木を切ったりするのにちょっとお金を使ったりというような費用というのは、どこの費用で各学校に配られているのでしょうか。

○教育総務課長（本村成明君）

事業といたしましては、小学校管理費、中学校管理費の維持管理事業がございますが、その中に、学校に配分する消耗品とか燃料費とか細々とした費用の積上げがしてございます。それから、学校教育課のほうでは、小学校教育振興費、中学校教育振興費の中で事業としましては、教育振興事務の中で教材費の消耗品とか備品購入費とか学校に配分する予算をそれぞれ措置しているところでございます。

○委員（平原志保君）

各学校の先生方に伺いますと、やはりお金がないということをおっしゃってまして、今回もある学校ですけれども、女子が着替える場所がどうしてもなくて、カーテンを付けることになったんですが、PTA会費から出すことになりまして、それでも別にPTAの人たちはいいですよということなんですけど、ちょっと違うかなというふうに思ったりもして、施設のものでしたら施設費から出るものじゃないかと。学校もお金を持ってはおりませんし、是非、臨機応変に使えるような形になればと。お金を持たせてくださいとは言いませんけれども、ちょっと増やしていただければ、長く使えるように、ペンキを塗ったりとかのちょっとした修理を、大規模な改修までいかななくても保護者の手で修理をしたりということもできますので、ちょっと使えるお金をお願いしますと、決算で逆の話になってしまいますが、要望としておきます。

○委員（前川原正人君）

平成28年度の決算の資料の委託及び工事契約の実施状況、重要物品の購入状況ということで、26ページの中に福山中学校、これは平成28年度3月31日で閉校したということで、ピアノの運搬業務委託で決算が出ているわけですが、グランドピアノが9万5,040円、アップライトピアノが4万1,040円ということで、これはどこへ持っていかれたのかお知らせいただけますか。

○学校教育課学事G長（徳田章君）

グランドピアノに関しては隼人中学校に、アップライトピアノは牧之原中学校に移しております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、動かすと調律をしないといけないわけですが、これはまた別の料金ということで理解していいですか。

○学校教育課学事G長（徳田章君）

調律も含めて行っております。

○委員（前川原正人君）

これまであった備品が多々あるわけです。校舎以外の使えるもの、使えないもの、破棄しなければならないもの、それぞれあったと思うんですが、それなどの利活用、処分等はどのような状況だったのかお聴きしておきます。

○教育総務課長（本村成明君）

具体的にどの備品をどの学校へという詳細はちょっと今持ってきておりませんが、方針といたしましては、使えるものはなるべく有効活用するというので、ただいま申し上げましたピアノ始め、まだ使える備品については、それぞれほかの学校に希望調査をするなどして、適切に学校管理備品、教育振興備品それぞれ所管替えを行ったところでございます。

○委員（前川原正人君）

重要物品の決算の資料の41ページになります厨房機器が、契約金額ではまだ支出はしていませんけれども、1億3,623万2,280円、これは随意契約になっているんです。これがなぜ随意契約だったのか。やはりそれなりの背景があったと思うんですが、なぜ1億3,000万円もが、まだ支出はされておらず繰越になるんですが、今回の資料として提出されているわけですので、これに至った背景をお示しいただけますか。

○学校給食課長（石神修君）

ここの1億3,600万円あまりの物品につきましては、ここに記載のとおり、国分地区南部学校給食センターの厨房機器になります。これにつきましては、平成28年度に、3者で[同日最後に訂正発言あり]プロポーザルを行いまして、その中で決定された業者に随意契約をしたという経緯でございます。

○委員（前川原正人君）

これで見ると3,600万円は支払ったということでしょう。でも、この厨房機器は1億3,600万円は契約をしたと。随意契約になったその背景。プロポーザルというのは分かるんですが、一般的に考えると1億円を超える金額をプロポーザルという性格上そうせざるを得ないという部分も理解するわけですけど、そこに至った背景ですね。やはりプロポーザルだったからというそこに至るまでの流れというんですか。それも含めてどうだったのかということですか。

○学校給食課長（石神修君）

今回、国分地区南部学校給食センターの厨房機器プロポーザル方式にしましたのは、新しいセンターを造るに当たりまして、調理をする段階で、納入から検収、下処理、調理、搬送、また回収して洗浄作業という一連の作業がございます。その動線を含めてどういった厨房機器類がいいのかを、金額だけでは判定が難しいですので、各社提案していただいて、その中で一番いいと思われた業者の機器を導入しまして、併せて動線等も含め図面の中で提案をいただきまして決定された経緯でございます。

○委員（塩井川幸生君）

図書館と郷土館についてお聴きしますが、図書館の入館者数で牧園が1,441人、福山が2,349人、横川は4,344人となっているんですが、牧園、福山が少ない理由というのは何かあるんですか。まずはその点から。

○福山出張所長兼教育振興課長（田實一幸君）

福山地区の図書室におきましては、公民館に一体化しておりまして、開館日が土曜、日曜、祝日休みになっておりまして、ほかの図書室と比べて図書室の開いている時間が少ないということも一つの理由だと考えております。

○牧園出張所長兼教育振興課長（小園孝子君）

牧園については資料を持ってきておりませんので、後で報告したいと思います。[同日最後に報告あり]

○委員（塩井川幸生君）

原因だから資料は要らないと思うんだけど、福山のほうは土日は閉館だと。子供が一番使うときに閉館にするというのはおかしな話で、子供が一番使いたい曜日はちゃんと開けて入館者を受け入れるべきだと思うんですけど、それはできないんですか。



○教育部長（花堂 誠君）

その前に牧園の図書館なんですけれども、牧園は現在、高千穂公民館に図書室があります。中心地域からは若干離れておりますので、そういった理由もあると思います。ただ、今回、牧園総合支所を複合施設でということで、そこに図書室を移転しようということで計画をしております。以上、参考までに。

○福山出張所長兼教育振興課長（田實一幸君）

公民館も土日祝日休みになっておりまして、それと全く同じ閉館時間になっておりまして、現在のところは図書館も閉まっているというのが実情でございまして、人力的にも一人で対応しておりまして、総合的に公民館とか全ての施設を見直すことが必要になってくると思います。

○委員（塩井川幸生君）

子供たちにはそういうことは関係ございませんから、子供たちも一緒に土日に勉強したい方もいると思いますので、ぜひ教育委員会でちゃんと考えていただきたいと思います。それと、横川図書館の減冊が4,567冊、牧園が706冊になっているんですが、なぜ減冊されたのかお知らせください。

○横川出張所長兼教育振興課長（東中道誠君）

減冊が4,567冊と出ておりますが、この大きな原因は、実は4,567冊のうち4,130冊は、以前は図書の管理を紙ベースでやっておりましたが、数年前からパソコンで管理するようになりまして、乗せ替えのチェックの段階で、文学の分野と児童書の分野と二重登録がされていること分かりまして、そのデータを文学の分を4,130冊データ上抹消したということが大きな原因でございまして。

○委員（塩井川幸生君）

牧園の706冊も聴きたいんですが、後でお願いします。横川の場合は、正常な状況になったということで理解をいたしました。続きまして、郷土館についてお聴きします。郷土館の入館者数、ここに国分、霧島、横川、隼人が隼人塚を含めて5郷土館があるんですけれども、入館者数をお知らせください。

○文化振興課長補佐（鈴木順一君）

まず国分郷土館は1,808人、横川郷土館は121人、霧島歴史民俗資料館は152名、隼人歴史民俗資料館が1,663人、隼人塚史跡館が1,817人、合計で5,561人となっております。

○委員（塩井川幸生君）

このほかの各地区には、郷土品が展示されてる施設はないんですか。

○文化振興課長補佐（鈴木順一君）

それぞれの地域にも、例えば、溝辺地域でしたら上床公園の中に資料コーナーがございましたり、牧園地域におきましては、牧園支所の3階に資料室がございまして、なかなか市民の方が来られるようなスペースではないという形で、今回郷土館等のあり方検討の中でも、そういうものをちょっとでも市民の皆様へという形で、例えば、総合支所の近くとか新たな空きスペース等に移転をしたりとかいうような形で、少しでも地域の歴史史的なものを見ていただいたり、特色あるものは地域に残して展示しておきたいという形で検討しているところでございます。

○委員（塩井川幸生君）

私は郷土館の件で何回となく一般質問で提案しているんですけども、来年は西郷どんも始まるんですけども、毎回聴いても入館者数というのは本当に少なすぎて、私は丸岡公園の近くに造ってほしいと言うんですけど、どこか1か所大きいのを造って、西郷どんが始まってもみんなが来て見られるような施設にしないと、百数人というのは聴くのも恥ずかしいんですけども、教育委員会で何かいい策を練る考えはないのですか。私は毎回決算で言っているんですけども、毎回同じ状況なんですけど、何か考えておられないですか。

○教育部長（花堂 誠君）

先ほどもありましたように、郷土館のあり方検討委員会も終えまして、委員の御指摘があったような霧島市で1か所にまとめてという提言もいただいております。そういった提言を受けて、教育委員会としても、それをどうやって計画を立てて具現化していくかということが大きな課題になってまいります。そういったことから、年次的に一番いい方法を計画しようとしているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

学校教育課に対して一点だけお伺いしますが、特別支援教育支援員の配置で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行により、合理的配慮の不提供の禁止が義務化されとありますけれど、ここを具体的に説明いただきたいと思っております。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

本来、特別支援学校に進学するのが適と判断された中にも、普通の小学校中学校で教育を望まれる場合がございます。また、特別支援学級適と判断された方の中にも、普通学級で学ぶことを望まれるケースも増えてきております。ただし、その障害の程度に応じて、どういう教育環境を提供するのが一番大切な部分でありまして、そこら辺を保護者と十分に協議しながら、援助することによって、普通教室で十分やっつけられるお子さんもいらっしゃるわけです。そのあたり、どの程度を配慮するか、どの辺りまでは特別支援学級でいいかとか、その辺りを十分に協議する。これを合理的な配慮と言っております。ですから、特別に希望されたらそれを全て受け入れるというのではなく、例えば、その方が入ってこられるために施設の大きな改造、例えば、先ほど出ましたエレベーターを造るとかは、合理的な配慮には含まれておりません。そういう大きな経済的な支出を伴わず学校の工夫によって受け入れられるといったものを、合理的配慮と申しまして、実際学校では特別支援学級に入りながらも、この授業は普通学級で受けさせようとか、その逆のケースも保護者と協議しながら、その子の障害に応じた一番よい教育を提供する。そのような考え方でございます。

○委員（新橋 実君）

資料2の中で、市内小学校35校、中学校13校、高校1校あるわけですけども、ここに各学校の樹木の剪定とかいろいろあるわけです。これはその都度、業者を選定しているのか、どういう形になっているのですか。

○教育総務課長（本村成明君）

小中学校に関しましては、大体夏頃に要望調査を取りまして、予算の範囲で優先順位を付して、その都度、それぞれの学校ごとに随意契約で発注いたしております。

○委員（新橋 実君）

今は霧島市も県も、道路等については年間契約で何かあった場合はそこが全て対応すると。お金については、それが終わった後に精算するような形でやっているような状況です。これもそれで対応できると思うんですけども、これを見ると全ての学校にはそういうふうな形での対応はできていないようなんですけども、ここに書いていない学校はどういう形でされているのか、そこもお伺いします。

○教育総務課長（本村成明君）

おっしゃるとおり、台風被害も含め、突発的なものが多数を占めております。実際は、要望は当然予算を上回るものが上がってまいります。小中学校というのは、御存じのとおり大変老木が多くございまして、いろいろな懸案事項はあるんですけども、現在のところは予算の範囲内で執行せざるを得ないというのが実情でございます。今、剪定の予算費目が委託料になっておりますが、この中には、例えば毛虫が発生したときの害虫駆除でありますとか、今年度はハチの巣の駆除が大変多くて、非常に予算が逼迫しているんですけども、そういうもろもろの学校の環境整備の委託料が入っておりますので、剪定だけに特化したものではないということも一つの原因と考えております。

○委員（新橋 実君）

ここには書いていない学校も結構あるわけですけども、そういうところは自分たちでされているのがあるのか、どうなんですか。

○教育総務課長（本村成明君）

もちろんの学校もPTAの奉仕作業がございまして、できるものはその中でやっていただいたり、あるいは地域のボランティアでお申し込みをくださる方もおられますので、そういうボランティアの方に剪定をしていただいたりということでございます。

○委員（新橋 実君）

今年はスズメバチの繁殖がすごいです。私も何箇所か通学路にスズメバチの巣を撤去してくれとお願いされて、環境衛生課にお願いしたこともあったんですけども、こういうのは早急に対応しないといけないわけです。子供が刺されたら終わりなんですから、予算のあるなしの問題ではないんです。ですから教育長、そういうことも含めて、予算は後でついてくるものですけども、予算を20億円残すより、そういうところにはスムーズに使えるような対応はできないんですか。

○教育部長（花堂 誠君）

おっしゃるとおりでございます。我々も予算要求に当たりましては、まず児童生徒の安全優先の項目から立てているところでございます。したがって、緊急を要するものの対応については、予算は例えば流用等で対応するというようにしておりますが、当初予算のほうでもなかなか要求はするんですけども厳しい現実があります。ただ、安全第一であるということは考えておりますので、そのときには予算の流用等で対処するという考えでおります。

○委員（新橋 実君）

業者においても、例えば国分地区はどこの業者、隼人はどこの業者と全て決めておいて、何かあったときはその業者をお願いすると。そういうことをしておけば、対応はすぐできるわけ

です。そういう考えはないんですか。

○教育総務課長（本村成明君）

大変参考になる御提案をいただきましたので、今後、予算のことも含めてなるべく効果的な実施ができる方法を考えてまいりたいと思います。

○副委員長（木野田誠君）

教育予算が9.数%でした。私は教育予算は10%はないといけないのではないかとと思うんですけど、その辺は一言でどういうふうに思われるかお願いします。

○教育部長（花堂 誠君）

私は前職が保健福祉部長でございまして、保健福祉部も25%とか非常に大きな割合を占めていたわけですが、それに次ぐような予算規模が教育費にはございます。パーセンテージだけ申し上げますと、例えば大規模学校の改修、それから特に平成28年度は繰越もありましたが国分中央高校の体育館、それから国分地区南部学校給食センターの整備等大きく膨れ上がる場合もございます。ただ、御指摘があったように、そういうハードの部分を除きたいいわゆる教育の本質に当たるようなものは、やはり予算的には一定の水準で規模を持っておかないといけないと思います。そういった考えで、昨年度も予算要求に当たって財政課のほうには主張しておりますが、教育費については、国等の財源というものがほとんどございません。そういったことから一般財源という貴重な血税を使わせていただくこととなりますので、平成30年度に向けては、その根本的な財源の話をお財政課のほうにもお願いしようと考えているところでございます。結論を申し上げますと、予算規模としてはパーセンテージがどのくらいが適切かということは大規模な事業等がありますので分かりませんが、そういったものを除いた本質の部分については、一定の占める割合というものはあるべきだと考えております。

○副委員長（木野田誠君）

根本的に私の考え方は、教育というのは先送りできない仕事ですので、もちろん考慮いただいていると思いますが、その辺を十分考慮していただくようお願いいたします。

○教育部長（花堂 誠君）

ほかの市と比較するという事は予算総額がどのようなものであるか、教育費に先ほどのような特殊要因があるかどうかで違ってくると思うんですけども、平成29年度の当初になりますが、19市では霧島市につきましては上位3市の中に入っているようでございまして、一番比率の大きいのが南九州市で13.3%、その次が指宿市で13.0%、その次が霧島市の11.4%。大体平均的に見ますと、8%程度なのかなというふうに思っております。ただ、委員から御指摘がございましたとおり、我々も児童生徒につきましては将来を背負っていただく人材でございまして、投資という意味からも教育費についてはある一定の水準を確保したいと考えております。

○牧園出張所長兼教育振興課長（小園孝子君）

先ほどの塩井川委員の質問の、蔵書のマイナスにつきましては、古い書籍によるものでございました。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

先ほどの新橋委員の、教職員の年齢構成のデータが届きましたので御報告いたします。小中

学校合わせてでよろしいでしょうか。20代が9%，30代が22%，40代が42%，50代が27%。いずれも平成28年度実績でございます。

○学校給食課長（石神 修君）

前川原委員の厨房機器に関する部分で、私がプロポーザルを3者で実施したと申し上げましたが、実際には公募により応募のあった2者でプロポーザルいたしました。訂正いたします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時15分」

「再開 午前11時30分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引続き会議を開きます。次に、農業委員会事務局関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

平成28年度の農業委員会の決算について説明いたします。はじめに、本市の農業委員数は37名で、30名の公選委員と7名の選任委員で構成されております。選任委員は、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区から各1名と議会より推薦頂きました4名の計7名となっております。事務局につきましては、平成28年度は8名体制でありましたが、各総合支所の農業委員会に関する事務の見直しにより、平成29年4月より1名増員され、現在、9名体制となっております。農業委員会が行う業務は、農地法や農業経営基盤強化促進法などの関係法令に基づく農地の権利移動や転用等の許認可を行う法令業務のほか、農地等の利用の最適化の推進に関する業務としまして、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などが新たに必須業務とされたところでございます。また、平成28年4月施行の農業委員会等に関する法律の一部改正により、委員の選出方法がこれまでの公選制から議会の同意を得て市長が任命する任命制へ変更となり、現在、委員定数と報酬の条例制定に向け準備を進めているところでございます。平成28年度の農業委員会の決算につきましては、歳入合計が前年比50万9,845円増の1,286万1,526円、一方、歳出は98万2,819円増の9,821万8,522円で、歳出の予算現額に対する予算の執行率は99.5%となっております。なお、歳出決算額の前年度との比較による増加は、国庫補助金の返納によるものが主な要因であります。それでは、平成28年度決算に係る主要な施策の成果について説明いたします。主要な施策の成果は149ページになります。平成28年度の具体的な取組と致しましては、月1回の定例総会及び農地・振興専門部会、現地調査のほか、農業者等との意見交換会などを実施しております。農地法等に基づく事務処理状況につきましては、農地法第3条による権利移動158件、農地法第4条による転用77件、同じく第5条の権利移動を伴う転用323件など、昨年度は、1,742件の許認可事務を行っております。農地利用状況調査では、市内の全ての農地を対象として調査を行うとともに、遊休農地への指導通知及び農地の利用意向調査を行っております。これらの取組による成果と致しまして、

総会の審議経緯や結果を会議録としてホームページに公表することで、許可判断の透明性と公平性の確保が図られ、また、農地法等の許可基準等についての研修により、委員の資質向上につながったことが挙げられます。専門部会では、現地調査の報告や許認可基準の協議により、許認可に係る適正な判断が行われたことや、委員研修により農地法の内容把握に努めたこと、農地利用状況調査においては、耕作放棄地の未然防止に努めるとともに、森林・原野化した農地について非農地通知を発行することにより、活用する農地の明確化が図られたことなどが、成果として挙げられます。以上で、平成28年度農業委員会の決算についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（常盤信一君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

成果書の149ページ、経営基盤強化法で利用権設定1,022件と、268万913㎡、これはどういう内容によるものなのでしょうか。

○農業委員会事務局主幹（池之上徳幸君）

主に農地の貸し借りということになります。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、一般質問の中でも相続未登記が結構な数があるということで、これは農業委員会だけの問題ではなくて耕地課サイドだったりとか固定資産税の関係だったりとか横断的な協議ということで進められていくと思うのですが、これを解消するための議論、農業委員会だったりとか様々な所管で協議をして何とか把握に努めていくという努力はされていると思うのですが、これまでの流れを見たときに増加傾向にあるのでしょうか、その辺についてお示していただけますか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

相続未登記につきましては、年々増加傾向にあるかと思えます。その理由としましては高齢化、あと耕作放棄地化がどんどん進んでいく中で、なかなかその農地の価値が相続される方々にとって満たせてこないというようなこと等もございまして、わざわざ相続を受けたけれども登記まではしないというような状況が全国でも各地で見られるようございまして。このような中で、霧島市においては約2割程度が相続未登記となっております、その解消策と致しましては、具体的にはございませんが、窓口で相談があった場合は、まず相続登記をしてほしいと積極的にお話をさせていただいて、死亡関係の届出等が市民課等になされた場合につきましては、うちにおいでいただくかなりのシステムができていますようございまして、その際にも必ず相続の登記を行っていただきたいということで周知をしているところでございます。

○委員（中村満雄君）

口述書で総会の審議経緯や結果を会議録としてホームページに公表することで、許可判断の透明性と公平性の確保が図られるという記述ですが、この議事録は、まず場所が分からない、誰が発言したのかも分からないとそういったことで、始良市の事例を示しまして、始良市は議事録の冒頭に委員の名簿が載っていて、改善はされませんか。このままでは本当に公平性の確保が図られたのであろうかというのが分からないと、その辺はどのようにされていますか。

○農業委員会事務局主幹（本村浩孝君）

議事録に記す農業委員の方のお名前につきまして、県下の調査を行いました。それに基づきまして、本年度4月からまず委員名を公表するというところで取り扱っております。

○委員（中村満雄君）

また確認しますので、ありがとうございました。それと議事録の公表のタイミングがものすごく時間が掛かると、その辺の改善はされていますか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

現在、ホームページ上に公開をしているのが7月分まで公開いたしております。総会后、議事録を起こして公表するまでは、どう見てもやはり一月半以上はかかります。これまでは多分2か月を過ぎていたのではないかと思うのですが、今は内部的な取組というもので政策担当の者、そこら辺のチェックを早めようということを取り組んでおりまして、一月半を目標に公表するように努力はいたしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

農地あっせんが55件出ていますけれども、どういった方がお願いされて、どういった方にあっせんされていますか。

○農業委員会事務局主幹（池之上徳幸君）

高齢化が進んで自分では耕作できないとかいう方が、近くの認定農業者の方とかにあっせんしている、そういうケースが多いです。

○委員（新橋 実君）

場所的にはどういったところですか。

○農業委員会事務局主幹（池之上徳幸君）

場所的には農業委員会のあっせんにかける場合は、農振農用地内の農用地と決まっています、その中で、場所もばらばらでして、山間部とかその辺が多いのかなと思っております。

○委員（新橋 実君）

農振農用地以内にも耕作放棄地も結構あると思うのですが、そういったところの指導は、どのような形でされていらっしゃるのですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

農業委員全員で利用状況調査を行っております。これは農用地、農振外問わず、農地は全て調査いただいております。そのような中で、農用地に関してもですが、耕作をされていないような農地があった場合は、農業委員さんが、その所有者に対して指導を行っていただくようなことも当然ございまして、そのようなことで耕作放棄地の解消には努めているところでございます。

○委員（新橋 実君）

農振農用地に限るものですから、非常に困っているわけです。宅地の近くにもあっせんしていただきたいような所がいっぱいあるわけですが、そういったところは農林水産部ですか。どこにお願いしたらいいのですか。農業委員の方をお願いしても、なかなかあっせんしてくれない状況があるわけですが、そういったところも農業委員会は出来ないわけですかね。

○農業委員会事務局主幹（池之上徳幸君）

農地のあっせんにつきまして、農業委員会の議案として上がるのが農振の農用地内ということですので、あとは、それ以外の所でしたら、担当地域の委員さんに、作り手を見つけてくださいと頼んではいるところでございます。

○副委員長（木野田誠君）

口述書の下の方に、森林・原野化した農地については非農地通知を発行するということですが、森林・原野化した農地に非農地通知を出せる基準みたいなものがありましたら、教えてください。それと数は年間どれぐらいあったか教えてください。

○農業委員会事務局主幹（本村浩孝君）

非農地通知につきましては、平成27年度調査で平成28年度発送した分につきまして通知者数249名、農地としての面積としまして22.5haであります。農地として山林化している若しくは原野化している、今後、農地として使用する見込みのない農地、農地利用状況調査等で各委員、現地調査を行った結果に基づきまして、過去1年間耕作されていない、なおかつ今後、耕作する見込みのない農地、それらにつきましては、法務局で山林なり原野なりに登記を変えることができますよということで通知を致しております。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

過去1年と回答がございましたが、20年以上経過したようなものが、山林、原野ということでございます。

○委員（木野田誠君）

非農地通知を発行してもらうには、所有者が農業委員会にその旨を申請するとかいうような形になるのですか、それとも今言われました20年以上耕作されていないで森林化していると農業委員会のほうで見たら、農業委員会が出されるのかどっちなのですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

非農地の通知というのは、他の市町村でいいますと非農地の証明を出している市町村がございます。これは法律に則らず、行政上のサービスで行うものということで行っておりますが、霧島市については、非農地の証明は出しておりません。なぜという理由になりますが、平成21年に農地法等の改正がなされまして、農地利用状況調査というものが法律にしっかり明記がなされました。その中で、先ほど本村主幹が申し上げたように、農業委員さんたちが現地調査を行って、それが20年以上たったような山林、原野等というような判断を下したものについては、当然、総会にかけて非農地の認定をした後に非農地の証明を出すという手続きがあることから、霧島市においては任意の非農地の証明は行っていないということで、この非農地の通知につきましては、個別の申請ではなくて、委員さんたちがずっと現地を確認された結果に基づき農業委員会が出しているというものでございます。

○委員（木野田誠君）

その非農地に認められた農地が、例えば、農家の方はあその山の上に畑があったのだけれども農地としてあるから、あそこを耕作しろといっても、木を切って畑に戻せといってもできないというようなことが言われて、それを農業委員会に聴いてみたら、非農地でできないから非農地として扱ってもいいですよと言われたと。農家の方に知らせる方法というのは、もう一



回確認ですが、農業委員会から直接されているのですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

非農地の通知というものは、農業委員さんたちが3か月かけて、市内全域を調査いたします。その中で20年以上の山林、原野化というもので分かったものについて、総会にかけて非農地の認定をします。非農地の認定をしたものにつきましては、その所有者について非農地の通知をお出ししております。その通知をもって非農地と認定された方は分かります。分かったものについては、その通知を持たれて法務局で登記の変更をされるというようなことでございます。

○委員（新橋 実君）

農地法の5条申請が323件出ているわけですが、これには太陽光等もあると思いますが、この申請は、件数で割れば1,000㎡を超えるわけですが、太陽光の申請と宅地造成ということもあるわけですが、件数は分かりますか。

○農業委員会事務局主幹（池之上徳幸君）

平成28年度の実績でいきますと、4条での一般住宅が10件、5条での一般住宅が89件、4条での太陽光が3件、5条での太陽光が21件となっております。

○委員（新橋 実君）

そういった中で、これは、税務課とのやり取りというか、ここに太陽光ができますとかというような打合せは出来ているのですか。

○農業委員会事務局主幹（池之上徳幸君）

農家台帳と税務課の固定の台帳の突号は行っております。

○委員（新橋 実君）

私も調べたのですけれども、なかなか税務課がその辺を把握されていないのです。税金の徴収がなかなかスムーズにいけないというような状況もありまして、今は経済産業省でしっかりと対応できるようになったらしいのですが、やはり、納税の義務というのもあるわけですので、連携はしっかりと取っていただきたいと思っておりますけれども、今はとっているということで確認しますけれども、どうですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

税務課から転用関係の照会がまいります。その照会に対して転用の実績は税務課には全て出しております。

○委員（前川原正人君）

平成27年度の決算と比較して、今回、農地利用意向調査、これが平成27年度の決算では578人だったのですが、今回、何人ぐらいを対象とされたのかお示しいただけますか。

○農業委員会事務局主幹（本村浩孝君）

対象者3,326人ということです。

○委員（前川原正人君）

平成27年度の決算と比較をしたときに、筆数でも当時の6.9倍くらいまで膨れています。78万3,302㎡から460haくらいまで、ここはそれぞれの原因があるとは思いますが、筆数で見るときに691から急激に6.9倍の4,828に増えているのですが、どういう理由によるのですか。

○農業委員会事務局主幹（本村浩孝君）

農地利用状況調査に基づきました農地利用意向調査でございますが、その農地を、どのようにして使うかということで回答される農家の方が多くなったということが、原因になります。

○委員（前川原正人君）

回答されたということは、それだけ関心を持って何とかしないとイケないと思っている意識が高いという理解もできるのですが、回答率は、全体に対してこれだけなのでしょうか。

○農業委員会事務局振興G主査（有村 大君）

平成27年度より平成28年度におきまして通知者数が増えていることにつきましては、平成28年度まで指導通知をしておりましたものに対しまして、再度、農地の利用意向調査をしなければならなくなったため、平成26年以前までの指導通知を行った農地につきまして、再度、利用意向調査を行っておりますので、今回、件数として増えております。平成28年度に行いました利用意向調査につきまして、対象者におきましては3,326名のうち、通知されたものが2,755件ございます。そのうち、意向の表明があったものにつきましては1,471件でございました。

○委員（前川原正人君）

100%返ってくるのが理想なのですが、返ってこないというのは、相続するような方たちが、他県にいたり、他市にいて、私は関係ないというような感じで返ってこないとか、様々な要件があると思うのですが、その辺の内容的な部分はどうなのでしょうか。

○農業委員会事務局主幹（本村浩孝君）

返信のない方につきまして、主なこととしまして相続が未登記ということで、所有者が明確になってないということが一つあります。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農業委員会事務局関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1 1 時 5 8 分」

---

「再 開 午後 1 3 時 0 0 分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（川東千尋君）

議案第64号、平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての農林水産部の総括について、御説明申し上げます。平成28年度の災害復旧費を含む農業委員会費を除く農林水産部の決算額は、28億542万2,574円でございます。課ごとに申し上げますと、まず、農政畜産課の農政関係では、農業関連施設の耐震補強工事や改築工事を実施したほか、稲作農家等への経営所得安定対策、農地の担い手への集積を図る農地中間管理事業、中山間地域での農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業や経営体育成支援事業等の国・県補助事業を活用し、お茶の摘採前洗浄機やトラクターなど農機具の導入及

び被覆資材等の更新や、鳥獣進入防止柵や箱わなの購入など鳥獣被害対策に取り組みました。畜産関係では、畜産経営の安定と産地化を図るため、家畜導入及び保留補助事業を始め、肥育素牛販売促進事業、乳用牛の優良精液導入事業、畜産基盤再編総合整備事業、牛舎等整備事業などを実施いたしました。次に林務水産課では、松くい虫防除事業、鳥獣被害防除・捕獲対策事業、林道整備事業、治山事業等を実施したほか、森林整備と木質バイオマス発電の燃料の安定供給のための木質バイオマス安定調達支援事業や市有林維持管理事業において、森林の主伐・再造林を進めるための森林資源循環システム構築事業に取り組みました。また、漁港整備事業では永浜漁港の整備のための実施設計を行いました。次に耕地課では、農村環境の維持保全のための多面的機能支払交付金事業を始め、県営事業の導入によるほ場整備、農道及び用排水路等の生産基盤や生活環境基盤の整備、里道・水路の法定外公共物の維持管理など、農作物の生産性向上や農作業の効率化、生活の安全性の確保を図りました。最後に、災害復旧関係では、農地及び農業用施設並びに林道等における被災箇所の速やかな復旧に努めてまいりました。以上で総括説明を終わりますが、詳細につきましては、各担当課長がそれぞれ説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長（田島博文君）

農政畜産課の平成28年度決算に係る主要な施策の成果についてご説明いたします。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の73ページから81ページになります。農政につきましては、経営所得安定対策への取組を始め、中山間地域における農業生産活動等の体制整備に向けた取組の支援や農業後継者・担い手農家育成のための事業、経営規模の拡大、品質の向上、コスト削減、省力化のための機械・施設等の整備等を推進してまいりました。73ページをご覧ください。主なものとしまして、環境保全型農業直接支援対策事業で、取組人数49人、取組面積2万45aにより、総額1,405万1,368円を交付し、多面的機能を確保するための取組を支援するとともに、環境保全に効果の高い営農活動や先進的で意欲ある農業者の営農活動の普及推進を図ることが出来ました。次に74ページをご覧ください。活動火山周辺地域防災営農対策事業では、総額6,684万8,000円で、茶では、5法人、2個人が、摘採前洗浄機、除灰機、生葉洗浄脱水施設等を整備し、いちご生産組合とピオーネ生産組合では被覆資材の張替えを行いました。このことにより、降灰被害を軽減し、農業経営の安定化を図ることができました。鳥獣被害対策実践事業では、侵入防止柵を16地区で設置、箱わな19基、囲いわな2基の購入等により、農作物被害防止と有害鳥獣捕獲の推進・強化を図ってまいりました。次に75ページをご覧ください。経営所得安定対策では、428人の方に、総額3億313万3,419円を交付し、農業の経営安定と多面的機能の維持に努めてまいりました。中山間地域等直接支払事業では、集落協定を締結している63集落の461万1,833㎡の農地に対し、総額5,300万3,123円を交付し、中山間地域の農地保全や耕作放棄地の減少に努めてまいりました。次に76ページをご覧ください。全国茶品評会出品支援事業では、平成28年8月に三重県鈴鹿市で開催されました「第70回全国茶品評会出品茶審査会」において、普通煎茶10kgの部で溝辺の有村幸二さんが1等1席となり「農林水産大臣賞」を受賞されました。また、普通煎茶10kgにおける団体賞である産地賞につきましては、南九州市に次いで本市が全国第2位の成績を収めることができました。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業では、一つの事業主体に対し、地域資源活用交流促進施設として、農産物直販所とレストラン

を整備するため、総額1億544万円の補助金を交付し、農業者の所得向上や産地の育成、新規雇用の創出、経営体質の強化や地域の活性化が図られるよう努めてまいりました。次に77ページをご覧ください。農地中間管理事業では、1万407aの農地に対し、797万5,700円の協力金を交付し、担い手への農地の集積・集約を図ってまいりました。経営体育成支援事業では、農業経営の発展・改善を目的として、金融機関等からの融資を活用し、農業用機械等を取得する経営体に対し、主なものでは、乗用管理機、野菜保冷庫、スピードスプレイヤー、トラクター、製茶プラント等の取得・整備を行うため、総額3,139万3,000円を交付し、作業時間の短縮や農業経営規模の拡大の支援を行うとともに、安定的な製造や集荷、売上拡大につなげてまいりました。次に、78、79ページをご覧ください。産地パワーアップ事業では、6法人、7個人に対し、生産支援事業で、被覆資材や寒冷紗自動巻き取り機、乗用型摘採機一式、生葉管理装置、ロータリーカッター一式、電気選別機一式、乗用型茶園管理機一式、生葉蒸葉工程一式を、整備事業では、荒茶加工施設を整備し、6,833万8,000円の補助金により、産地における高収益な作物・栽培体系への転換を図ってまいりました。畜産につきましては、飼料生産基盤や農業用施設基盤を整備するなど経営の安定と担い手の育成及び家畜伝染病の侵入防止対策、優良肉用牛の確保及び改良増殖を図るための家畜導入及び保留補助事業の実施や、畜産基盤再編総合整備事業等の補助事業の導入により畜産の振興に努めてまいりました。主なものとして、79ページの家畜導入及び保留補助事業では、167頭に対し1,311万6,000円の補助を行い、優良素牛の確保により生産率の向上と高品質の肉用牛生産へとつなげ、畜産農家の経営安定が図られました。県市畜産共進会開催事業では、市・始良地域・県の各共進会への出品助成を行い、飼育管理技術、資質の向上を図るとともに、第11回全共宮城大会へ向けての対策を行ってまいりました。次に、80ページになります。畜産基盤再編総合整備事業では、2人の畜産農家が、用地造成や牛舎・堆肥舎・飼料倉庫などの整備を行い、飼料生産基盤に立脚した担い手の育成環境を整えることが出来ました。降灰地域飼料作物確保対策事業では、一つの飼料生産組合が、飼料作物収穫調整用機械一式を整備し、作業効率の向上と生産コストの低減を図ることができました。次に、81ページをご覧ください。資源リサイクル畜産環境整備事業では、一つの堆肥生産組合が、測量試験を実施し、次年度以降の事業の環境整備を行うと共に、一つの堆肥生産組合で、家畜排泄物運搬等機械や家畜排泄物処理施設の整備及び測量試験を行い、家畜排泄物の適正処理を図るとともに、資源リサイクルシステムの構築に努めてまいりました。以上で農政畜産課に関する決算の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○林務水産課長（川東輝昭君）

続きまして林務水産課の平成28年度決算に係る主要な施策の成果について御説明いたします。82ページをお開きください。松くい虫防除事業につきましては、市内3地区の景勝松林の保全を図るために、健全松96本に薬剤の樹幹注入を112万1,040円で実施しました。また、神話の里周辺の松林において、松くい虫被害の早期かつ徹底的な防止を図るため、被害木68m<sup>3</sup>の伐倒及び薬剤によるくん蒸事業を85万3,200円で実施しました。さらに、平成26年度より神話の里公園周辺の国道223号沿いのマツ枯損木跡地において、3か年でモミジやヤマザクラ等を植栽する樹種転換を計画し、地域振興推進事業を活用して、1.41haの植栽を258万2,000円で実施しております。鳥獣被害防除・捕獲対策事業につきましては、国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

を活用して、農林産物へ被害を及ぼす有害鳥獣、イノシシ775頭、ニホンジカ870頭、その他835頭、合計2480頭の捕獲・駆除を行いました。事業費は捕獲隊への報償費と補助金2,295万9,200円でございます。次に83ページをご覧ください。林道整備事業につきましては、起債事業を活用し、牧園荒平線の改良工事、延長154mを工事費1,000万円で整備を行い、除間伐やその他の森林施業のコスト縮減に繋がる機能強化を図りました。また、農山漁村地域整備交付金を活用し、隼人奥新川溪谷線の落石防止対策工事、延長28mを工事費1,500万円でを行い、利用者の安全確保が図られました。広域基幹林道国分山麓線の用地分筆のための測量委託料を216万円で、また、林道整備に伴う用地購入及び立木補償を84万8,805円で実施いたしました。林道整備事業、県単につきましては、県補助事業を活用し、国分と溝辺の林道2路線、延長150mについて、工事費1,600万円で改良工事を行うとともに、用地分筆のための測量委託を162万円で、また、林道整備に伴う立木補償を72万726円で実施し、森林管理を容易にすることで、森林施業のコスト縮減に繋がる整備が図られました。治山事業につきましては、溝辺鎮守山地区の県営治山事業に対し80万円を負担し、用水路等の公共施設の保全が図られました。また、県単補助治山で予定していた溝辺武元地区については、県内で甚大な台風被害が発生したことに伴い、県からの箇所決定が遅れたことにより、測量設計委託料及び工事費800万円を翌年度へ繰り越しております。84ページをお開きください。市有林維持管理事業につきましては、市有林の適正な維持管理、森林施業を行うものであります。主な事業と致しましては、まず、ふるさとの森生産性強化対策事業でございますが、これは、国の補助制度を活用して、市有林18.08haの間伐を事業費853万2,000円で実施いたしました。森林資源循環システム構築事業につきましては、利用期に達した市有林の林分について計画的に収穫し再植林をすることで若返りを図り、将来にわたり循環利用が可能となる林分構成を目指すとともに、県内でも低位にある霧島市の民有林における再造林率を高めるため、他の模範となるよう、市有林の主伐・再造林を一括して委託したものです。実施につきましては、国分地区、牧園地区の市有林2か所、合計4.43haで委託を行い、事業費は1,411万円となっております。森林環境税事業につきましては、市で委嘱した森林（もり）づくり推進員23名により、間伐未実施林分の把握、間伐の督励など森林整備の積極的な推進、森林保全の啓発を実施し、合計265日の活動を支援しております。また、森林環境税事業補助金につきましては、県の森林環境税関係事業により実施された、間伐18.11haに対し35万823円、作業路等路網開設1万651mに対し、177万9,640円の上乗せ助成を実施しました。また、スギ、ヒノキ等人工林伐採跡地の植栽を推進するため、森林環境保全直接支援事業により実施された再造林23.21haに対し、172万8,047円の上乗せ助成を実施しました。森林整備事業につきましては、造林補助事業等の国庫補助事業を活用し実施された間伐254.85haに対し508万9,869円、また、間伐に必要な作業路等路網開設1,820mに対し50万200円の上乗せ助成を実施しました。85ページをご覧ください。木質バイオマス安定調達支援事業につきましては、発電用に集荷される未利用材等に対して助成を行い、安定した燃料供給体制の確立と供給側の負担軽減、所得向上を図るもので、1億200万円を支援し、林業・木材産業等の活性化や再生可能エネルギーの促進、循環型社会の構築に努めました。森林整備地域活動支援事業につきましては、健全で多様な機能を発揮する森林整備のために、対象森林7,460haに対し1,661万円の森林整備地域活動支援交付金を森林組合等に対し交付し、間伐等の促進に必要な現況調査や作業路網の補修など、

地域活動を推進しました。漁港整備事業につきましては、漁村の活性化と地震・津波対策のため、霧島市が管理する永浜漁港の物揚場、船揚場、野積み場、取付道路の整備及び防波堤の改良について、県補助金891万円を活用し、委託料1,782万円で実施設計を行いました。また、福山港の安全で効率的な出荷体制を確立するため、FRP製の浮き桟橋設置に必要な委託料や工事費について、福山町漁協に対し、2,300万2,000円を助成しました。86ページをお開きください。補助林業施設災害復旧事業につきましては、昨年の台風16号により、福山地区に多く発生しました災害のうち、林道施設災害復旧事業に伴い、災害査定申請及び実施設計のための測量設計業務委託料1,008万7,200円と工事費1,966万円を執行しております。工事費の内訳として、溝辺山神平線の完成払い306万円、福山平野線他2路線の前払金1,660万円で、施工については、翌年度への繰越工事となっております。また、福山中崎線の2件の工事については、先に翌年度繰越工事として発注済の箇所と同一路線にあり、段階的な完成をしないと着手できない箇所であることから、平成29年度での予算措置とし、平成30年3月末までの完成を予定しております。次に、平成27年度からの繰越事業になります。林道整備事業につきましては、隼人奥新川溪谷線の法面落石防止対策工事の延長64mを工事費1,124万8,000円で整備し、利用者の安全確保が図られたものと考えております。治山事業につきましては、国分中島地区で山地災害による人家に隣接した山林の崩壊箇所について、県費単独補助治山事業により、工事費767万6,000円で施工しております。以上で林務水産課に関する決算の説明を終わります。

#### ○耕地課長（西元 剛君）

次に耕地課が平成28年度に取り組んだ主な事業等について説明いたします。決算書は102ページと148ページになります。それでは決算に係る主要な施策の成果に基づいて説明いたしますので、まず87ページをお開きください。多面的機能支払交付金事業は、農村環境の保全活動を行っている農業従事者と地域住民を含めた活動組織に対し活動資金を交付し、また、農地・農業用施設の長寿命化のための活動支援を行うもので、20組織に農地維持支払交付金として3,632万2,000円、資源向上共同支払交付金として2,137万7,040円及び8組織に資源向上長寿命化支払交付金として1,956万7,468円を支出し、農地や農業用施設を取り巻く環境の保全と質の向上が図られたところであります。県営土地改良事業参画事業は、県営農村振興総合整備事業など10地区で事業を行い、5億6,798万7,960円の全体事業費に対しまして、7,970万8,990円を市が負担し、農業用施設・生産基盤の整備により持続的な発展や振興に寄与するとともに、安心安全なまちづくりに貢献いたしました。農道・用排水路整備事業は、市単独事業で軽微な改良や維持補修を実施したもので、修繕料5,598万8,379円、農業用施設の測量設計委託及び除草作業委託料1,340万7,660円、農道土砂除去、農道補修時の重機借上料などの使用料及び賃借料1,999万2,160円を支出し、農業用施設の機能低下の防止や機能の改善により、営農活動の向上が図られました。農業・農村活性化推進施設等整備事業は、農業用排水路の改修を実施したもので、隼人町真孝地区に工事請負費900万円を支出し、幹線用水路の老朽化による機能低下の改善を図り、陥没等の被害を未然に防止するとともに、用水の安定的な供給が図られました。次に88ページをご覧ください。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業は、霧島田口地区の管理道路や用水路の整備に工事請負費1,350万円を支出し、同地区の生産基盤の整備により農作業等の効率化が図られ、農村の活性化に貢献いたしました。なお、農山漁村活性化プロジェクト支援

交付金事業は、平成24年度から着手し平成28年度で完了いたしました。農地防災事業は、農地被害及び施設被害の防止を未然に図るため、牧園町・横川町にまたがる井手原地区において主に委託料48万6,000円、工事請負費2,616万6,600円を支出し、用水路が整備されたことにより、維持管理の負担軽減、安全性が確保されました。現年補助農地農業用施設災害復旧事業は、梅雨前線豪雨等により被災した施設・農地等を早期に復旧するため、施設49件・農地61件の計110件で、工事請負費1億2,432万1,440円を支出し、営農活動に影響を及ぼすことがないように短期間での復旧を図りました。現年単独農地農業用施設災害復旧事業は、補助災害に採択できない被災箇所を単独災害として、施設95件・農地94件の計189件で、修繕料1億1,898万5,598円、委託料1,202万4,374円、使用料及び賃借料2億1,182万5,918円を支出し、営農活動に影響を及ぼすことがないように短期間で復旧いたしました。次は89ページになります。平成27年度からの繰越事業について説明いたします。現年補助農地農業用施設災害復旧事業は、豪雨により被災した施設・農地等を早期に復旧するため、国分上薄木地区水路災害復旧工事外8件で工事請負費1,821万3,598円を支出し、農地・施設災害を計画に基づいた復旧を行うことで農地の安全と営農活動の安定に貢献いたしました。以上で耕地課に関する決算の説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（中村満雄君）

農政畜産課の口述での3ページの上の3行目です。農業者の所得を向上や産地の育成、新規雇用の創出などこういったことが、具体的に新規雇用の創出とか、そういったのは結果として、確認できていますか。

○農政畜産課長（田島博文君）

この事業は、春山地区で行っていただいている事業でございます。産直レストランであったり、農産物の販売所であったりというところを経営をされておられます。そこに新たな雇用が発生しているものと確認をしているところでございます。

○委員（中村満雄君）

雇用というのは、人数は。

○農政畜産課長（田島博文君）

人数までは、把握をしておりません。

○委員（中村満雄君）

成果書の75ページで中山間地域等直接支払事業に関する集落協定について、お伺いいたしますが、これは、以前に会計検査院が入っている問題を指摘された部分であろうと思いますが、それ以降厳正にやるとか、そういったことが執行部のほうから伺っているんですが、あの問題が起こったとき以降の問題とかそういったのは是正されたのか、確認はされていますかという点について、聞かせてください。

○農政畜産課長（田島博文君）

まず、現地調査の体制等について、不備があったということでそこは改めさせていただいております。その中で最初の会計検査以降、補助金の返納が発生して議会のほうにも御相談した案件がございますけれども、新たに会計検査院と約束をして調査方法等について厳格にさせて

いただいたという影響もございまして、新たな問題点等が見つかって先般返還等の御相談をさせていただいたような事例もございますので、現在のところでは適正に運営されているものと認識をしております。

○委員（中村満雄君）

口述書の7ページで成果の説明書の86ページです。福山の中崎線の2件の工事というのは、敷根清掃センターの奥のほうの崩落ということですかね。工事がなかなか進まなかったということで。

○林務水産課長（川東輝昭君）

この場所は、福山の磯脇がございまして、磯脇から牧之原まで抜ける林道になります。

○委員（新橋 実君）

農政畜産課に伺いますけど、田んぼの周りに電柵を張りますよね。電柵が非常に不足しているのではないかと、イノシシが市街地に下りてきて、市民の方も迷惑していると思うんですけども、私もあちこち回りますと、電柵がないということで補助事業でされているのか、よく分かりませんが、今、これにも書いてないわけですけども、この電柵というのはどこが、どういう形で出しているのですか。

○農政畜産課長（田島博文君）

鳥獣被害防止電柵事業というので、電柵等の事業は実施をさせていただいております。ちなみに平成28年度でございますが、16地区175戸に対しまして、79.54ha、総延長で16万4,168mということで電柵を張らせていただいております。あともう一つ、市の単独事業でイノシシ等鳥獣被害防止電気柵事業というのがございます。こちらのほうは補助事業ではございませんので、若干持ち出しが、対象者の方々に負担が生じるというような形になっています。こちらのほうにつきましては、受益面積で3万5,622㎡ということで、受益戸数が14戸ということでさせていただいているところであります。

○委員（新橋 実君）

その単独については、わずか14戸ということですか。これは、もちろん手出しもいるということなんですけど、どのような形になっているんですかね。

○農政畜産課長（田島博文君）

連担する30a以上の農地で、2世帯以上の共同で電気柵を設置する場合と、1戸であつたら30a以上の農地でもできるわけですけども、事業費の3分の1を助成するという事になっております。ちなみに先ほどのイノシシ補助事業のほうにつきましては、通常の補助率で国の分で行きますと二分の一以内ということになっているわけでございますけれども、侵入防止柵の自力施工を行える場合は、材料費を全額支給ということでしておりますので、実質的にはもう皆さん自力施工をされますので材料費のみ全額をこちらのほうで負担をさせていただいているというような現状でございます。

○委員（新橋 実君）

現状で地域からの要請というのは、あるのかどうか。十分これに対応しているのかどうか、その辺は、把握されていますか。

○農政畜産課長（田島博文君）



実際のところ御要望がある箇所が補助金申請等で、御相談をさせていただいているところなんですけれども、なかなか補助金の付き具合といいますか、そういうことで、皆様方の御要望の箇所の全部の確保をできていないというのが実情でございます。ただし、翌年度に繰り越した場合は、前年度から繰越しをされた方々につきましては、優先的に事業のほうで救済をして、新たに出てきた方々を何らかの形で、また、施工していくというふうなことで今のところ運営をさせていただいております。

○委員（前川原正人君）

新橋委員の質疑に関連をすると思うんですが、先ほど14戸の受益者戸数ということで、一番待った方で、大体2年弱、1年半から2年ぐらい待たれて、やっとその電柵の補助事業に活用ができたという方もいらっしゃるわけですが、例えばこれをもっと効率よく、市費を全部というわけにはいきませんが、もう少し効率的な運用というんですかね、代替え措置みたいな形での取り扱いというのは研究検討が必要ではないのかなと思うんですが、補助事業が使えるのが一番ベターなんでしょうけれど、それに替わる対応策っていうのを市独自でも、やはり考えるべきではないのかなという気もするんですが、それについての議論等が今後必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○農政畜産課長（田島博文君）

現状からいくと、おっしゃるとおり鳥獣被害対策を講じることによって、例えば、耕作放棄地を防止をしたり、農地を守っていくということに有効的であるものと思っております。ただ、本事業につきまして、先ほど御説明いたしましたように事業費で三分の一の助成ということで、今のところそういう規定になっておりますので、利用者の方々が補助事業と比べると、補助事業は現在のところ全額ということになっておりますので、そちらのほうの御要望が多くてどうしても緊急やむを得ない場合にこの市の単独事業を使っているという現状があるところがございます。国県に対しては、国も鳥獣被害の防止等について盛んに言っておられますので、補助金の要求については、御要望があつて繰越しをしているとお伝えをしながら要望しているところなんですけれども、なかなかその全額の確保が現状において難しいところがございます。

○委員（前川原正人君）

降灰による被害の降灰対策事業ですね、これも激甚指定だったり普通の降灰事業などで、補助率が違うと思うんですが、この内容は激甚指定というそういう理解でよろしいですか。普通の降灰事業と二つありますよね。75%補助と50%ですか、65%か。充当率が違ったりとかいうのもあると思うんですが、その辺の内容についてお知らせいただけますか。

○農政畜産課長（田島博文君）

活動火山周辺地域防災営農対策事業ということでよろしいわけですね。事業の実績につきましては、65%補助がほとんどでございます、一部生産組合とピオーネ生産組合のほうは、50%の補助を使っているということになります。国庫事業の分の50%ということになっております。

○委員（前川原正人君）

以前は、75%くらいあったと思うんですね。これは国の都合によってパーセンテージが下が

ってきたということなんですか。

○農政畜産課農政第1G長（今吉秀志君）

福山地区だけが75%ということに、激甚の指定になっておりますので、今回実施したところは福山地区以外のところですので65%という形になっているところでございます。

○委員（前川原正人君）

青年就農給付金事業ですが、今回の平成28年度決算で受給者20名のうち新規が4名ということですけども、この問合せ数から見たときにはどうだったんでしょうか。問い合わせをして、やはりやってみようという人たち、その要件とか様々な条件が揃ってはじめて申請をしていくのでしょうか、問合せ等については、このほかにもまだ、あったのではないかと思うのですが、それについていかがだったでしょうか。

○農政畜産課長（田島博文君）

青年就農給付金という形での把握ということではございませんが、新規就農の御相談を受けた件数ということでいきますと平成27年度14名、平成28年度が15名、私どもで記録を残している範囲でございます。平成29年度が現在まで8名ということになっております。おっしゃるようにその一部につきましては、「就農に際して補助金的なものがあると聞いたんだが」ということでこちらのほうに御相談に来られているケースも、全部ではもちろんございませんが、確かにございます。

○委員（前川原正人君）

大いに進めていくべき事業と思うんですけども、県のほうもやっているんですよ。逆に言うと県のほうが使い勝手がいいという、全く条件がまたいろいろと違いますので、一概にはいえませんが、全体で見たときには市の事業よりもだいぶ県のほうが使いやすいではないかというようなそういうことなども聞いてるんですけど、要件については同じではないでしょう。県のほうが門が広いというか、その辺はどうなんでしょうか。

○農政畜産課長（田島博文君）

今おっしゃるのは、恐らく県のほうでというのは、この青年就農給付金のうちの準備型という、私どものほうで今行っているのは、経営開始型というふうになっておりますので、就農する前の段階で研修等に行く場合がこの準備型、県のほうを使っていただいて、実際に就農されたら私どものほうで執り行っている経営開始型をということでございますので、ちょっと対象が違いますので使い勝手がという点で一概にこれを比較はできないのではないかと考えております。

○委員（前川原正人君）

準備型の方が使い勝手がいいのではないかと、今度は逆に言うんですけどね、県のほうの準備型を使って市のほうの開始型と、それだっていいわけですよ。結局は意欲さえあれば、使えるんですけど、しかしそれも限りがあるわけですよ。その準備型で終わって今度は開始型になって、「いざやるぞと」なったときに、今度は農機具とか、様々なそういう経済的な部分、物理的な部分があるんですけど、その辺のフォローというのは行政としては、どこまで、これも難しさもあると思うんですけど、市の貢献度というか、「大いにやってくださいよ」と掛け声だけではなくて、物理的、経済的にも、おおいにバックアップをするという点では、まだまだ力を

入れていく必要があると思うんですが、その辺についてどうなのかお聴きをしておきたいと思います。

○農政畜産課長（田島博文君）

確におっしゃるとおり、始められて、その後についていろんな資金的な面であったり、物理的な面であったりという問題が生じてくるものと思っております。私どものほうといたしましては、認定農業者等へ誘導しながら、そういう認定が受けられるとすると今度は資金面での優遇と言いましょか、借りられるものがあつたりということになりますので、営農指導員等も指導に入りながら、そういう方向で誘導して少しでも長く農業をしていただき、また有利なものが利活用できるような形でさせていただいているところでございます。

○委員（前川原正人君）

ちょっと飛びますが、木質バイオマスの調達支援事業、成果書の85ページになりますが、これは最大の発電量は5,750kWということでこれまで報告を頂いているんですが、平成25年度で5億円、平成26年度で9億円、これが県に返還をしなければならない補助金というんですかね。市のほうは、年間1億200万円でしたでしょうか。これは5年間というふうに記憶をしてるんですが、この事業は今年度まででしたか、5年間ですので平成30年度までという理解でよろしいんですか。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

平成30年度までの5年間になります。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、平成30年まで市が1億200万円ずつ、支出をするということですけど、県のほうは総体で幾らの補助事業で、これは返さないといけないというのが、最初議論があつたわけですけど、総体の金額というのは幾らになるわけですか。返済金額ですね。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

施設整備に係る補助金としまして、まず施設整備の分で2億円、これについては単年度の補助金ということになります。残り14億円については15年間で償還をしていくという、償還型の補助金ということになります。

○委員（前川原正人君）

そうすると全体では、16億円返済をすると、14億円が償還。県のほうには14億円返さなきゃいけないというそういう理解ですかね。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

御指摘のとおり、14億円は今後、償還していくということになります。

○委員（中村満雄君）

林務水産課、成果書の82ページですが、有害鳥獣捕獲事業です。これに記載されてます頭数というのは、今回、報奨金を返納されたものは、この頭数に含まれていますか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

現段階では、獲られた分については、全部入っておりますので、報奨金の返還の部分は、この中に全部含まれているということで理解していただきたいと思います。

○委員（中村満雄君）

これは、返還とは関係ないです。議会での答弁では確認ができていないから頭数に含めないという答弁があったのでどうなんですかと聞いているんです。

○林務水産課長（川東輝昭君）

平成28年度の決算ですので、とりあえず獲られたものについては含まれております。前回の6月に出された部分で平成28年度については、返還をするというふうにしております。

○委員（中村満雄君）

非常に分かりづらいんですが、だから、返還を求めたその頭数というのは、平成28年度の合計の頭数がありますよね。その返還を求めた頭数がこの数字の中に含まれていますか、どうですかという質問なんです。

○林務水産課長（川東輝昭君）

頭数の中には含まれております。

○委員（中村満雄君）

議会での答弁と異なるということですか。含めないということをおっしゃっているんですよ。

○林務水産課長（川東輝昭君）

前の答弁と言いますと、どことの答弁で。

○農林水産部長（川東千尋君）

議会で含めないといったのは、今後の統計上の数としては入ってはこないと、こちらで示しているのは、捕獲して支払った金額の対象として計上しているということですので、議会で言ったように当然、頭数として捉えて無いものはカウントできませんので、今後のいろいろな県への報告とか統計上の数字としては上がってこないというような趣旨でお答えしたということです。

○委員（中村満雄君）

議会での質問のところで、予算の不足に対する対応ということで、市職員で構成する鳥獣被害対策実施隊による追い払いと捕獲隊のボランティアで対応するということを答弁をいただいているのですが、市の職員の追い払いというのはどういったものかということをおっしゃって教えてください。

○林務水産課長（川東輝昭君）

市の実施隊という部分につきましては、農政畜産課と林務水産課それから各総合支所の産業建設課の27名が、現在実施隊として登録しております。現場に出向いて、山のほうに追い返すという、銃器を使ったりとかはできませんので、あくまでも山に追い返すという部分で実施隊は動いているというふうに理解していただければいいと思います。

○委員（中村満雄君）

捕獲隊員のボランティア、これも銃器を使うのではなくて、「山へ帰りなさい」とそういったことをするわけですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

あくまでも、銃器を使えない人家付近の場所がございますので、そういう捕獲隊員の方にもボランティアで出ていただいてすることもございます。

○委員（中村満雄君）

このページの一番下のところに、霧島市捕獲隊補助金55万円というのがありますが、これはこれを交付する団体はどこですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

霧島市の名のとおり捕獲隊がございますけれども、それぞれの班が国分、福山、隼人の班があります。それと溝辺、横川、牧園、霧島という班がございますけれども、その班のほうにも運営補助として補助しております。

○委員（中村満雄君）

これは、一括交付して渡して「分配しなさい」というのか、市のほうで分配して渡されるのですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

それぞれの班のほうに会計さんがいらっしゃると思うんですけども、そこに市から配分をしまして運営をされているというふうに向っています。

○委員（中村満雄君）

この55万円は、そっくりその捕獲隊のほうへ全額渡される、ちょっと言葉が悪いですが、中間のところを取ってしまうとか、そういうことはないという理解でいいですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

捕獲隊には一括して出しますので、そこから運営として班のほうに配分するという事です。

○委員（中村満雄君）

使い道の制限はないという理解でいいですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

あくまでも捕獲隊の中での運営補助ということで向っています。

○委員（中村満雄君）

85ページの木質バイオマスについてですが、これは平成29年度は5,100万円ですよね。平成29年度と平成30年度は5,100万円という理解でいいですね。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

2か年については、5,100万円で間違いありません。

○委員（中村満雄君）

この説明の成果のところには森林資源の活用による林業・木材産業等の活性化や再生可能エネルギーの促進、循環型社会の構築が図られたと書いてあるんですが、この具体的にどのように図られたかを説明をお願いします。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

まず、森林につきましては、御存知のとおり、国土保全機能とか、湧水や洪水など緩和する水源涵養という機能、それから生物多様性の保全という、いろんな機能あるわけでそれについて、この事業を実施することで、間伐が推進されるという中で、これらの多面的機能の保全が図られたという認識でございます。また、間伐等でこれまで森林に放置された未利用材というのが、発電所の燃料ということで使用されますので、資源の有効活用、また二酸化炭素の削減等が図られたというふうな認識であります。

○委員（中村満雄君）

これらの狙いとして、山主への還元とか、ここでも書かれていますが、木材産業等の活性化なんです。活性化が本当に結果としてやられたか、山主への還元が行われたかといったところの確認はいかがですかと聞いてるんですが。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

この補助金によりまして、先ほども言いましたけれども、間伐が進んでるということで、これまで間伐が実施できなかった、山林、森林等について、これらの補助金が投入されたということで森林所有者への補助金の還元並びに、そういった運搬業者並びに森林組合と森林事業従事者への雇用の確保、それから所得の確保が図られたものだという認識でおります。

○委員（中村満雄君）

抽象的には、そういうことですがけれども、具体的に数字として把握していらっしゃいますか、確認していらっしゃいますか。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

山林所有者への所得向上ということにつきまして、市内の3森林組合のほうに確認をしました。今回、間伐が施工された13か所について、今木質燃料のほうに搬入されたものになりますけれども、実際に搬入した実績と補助金を活用しなかった場合の比較でございますけれども、全ての間伐作業地におきまして、収入のほうが作業経費を上回って森林所有者のほうには、3万円から70万円が還元されたということで、これは間伐を先ほどの補助金を活用した場合、そういう結果が出ております。さらにこの補助金を活用しない場合に置き換えた場合に計算してみますと、それぞれの施工地で収入のほうが増減するというところで、所得額については2万から42万になるということで、それぞれ30万近く減る方もいらっしゃるというところ。また、5か所においては赤字が出るというところもあって、そこを考えますと今回この補助金があったことで、そういう間伐これまでできなかったところについても間伐が施工されたというふうな考えでおります。

○委員（中村満雄君）

この間、大きく南日本新聞に載っていましたが、志布志市から中国向けにどんどん行っていると、逆に木質発電に搬入するよりも志布志市に持っていったほうが高いと、8,000円を上回るということになってますが、そういった影響というのは今後はどうなりますか。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

木質発電の当初の事業開始の時期ですけども、あそこに搬入された事業者、24事業者だったと思いますが、現在それが53事業者に増えてます。これもひとえに、事業者の経営努力等もあるわけですが、今後もこれらの営業努力を続けながら木材のほうは安定して供給できるものだというふうな理解でおります。

○委員（中村満雄君）

平成29年度から市からの補助金が半額になるわけです。それで木質発電の購入金額、森林組合とかといったところからの購入金額というのは下がるんですか。同じような価格であその施設は買入れることになってますか、いかがですか。

○農林水産政策課長（砂田良一君）

詳しくは確認をしていないところですけども、以前、聞いた話ではこれまでと同額で購入の

予定であるという話は伺ったことはあります。

○委員長（常盤信一君）

決算に係る内容でお願いします。

○委員（中村満雄君）

農政畜産課の成果のところの81ページ、家畜排せつ物の管理に関するところですが、たくさん飼われていないところの畜産農家の排せつ物が生のまま、あちこちの田んぼとかそういったところに積み上げているということの苦情を聞くんですが、そういったことに対する対応をどのようにされているか、放置するのかそういったことの情報が届いた場合に適切に指導されているかそこらあたりを教えてください。

○農政畜産課長（田島博文君）

おっしゃるように、昨年度も数件、田んぼ等にそういうものが積み上げられて放置されていて臭いがするというような苦情がございました。すぐ担当のほうで現地に赴きまして現地の所有者、もしくはその置いていらっしゃる方を確認させていただきながら適正な処置、早期に処理していただくようお願いということとさせていただいているところでございます。

○委員（中村満雄君）

あくまでもお願いですか。この場合ですね、要は排せつ物の処理の仕方として違法ではないかということで、ただ指導してほしい。それに対応していただけないときにどうされるかをお聞かせください。

○農政畜産課長（田島博文君）

現状では、全て対応していただいているところでございますけれども、万が一、お聞き入れいただけないというような状況が発生する場合には保健所等も一緒に行っていただいて、その違法な箇所なりでの指導というものは、していただくように対応しているところであります。

○委員（新橋 実君）

林道の除草等ですね。林道もたくさんあるわけですが、そういったところの清掃、除草は年に何回くらいされていますか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

林道の路線につきましては、92路線あります。主な幹線の林道につきましては、年に1回から2回を目途に草払い等を実施しております。

○委員（新橋 実君）

それについては、こういった形でされてるわけですか。こういったところに委託されてますか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

基本的には、シルバーがほとんど作業をされているということでございます。

○委員（新橋 実君）

シルバーに年間委託してやっているということですね。例えば、市道にしても県道にしても、先ほども話をしたんですけど、この路線はどこがしなさいと決まっているわけですね。災害が起こった場合に、市道、県道についてはその業者が対応するような形になっているわけです。何も言わなくてもそこがすぐやってくるわけですよ。災害も起こり得る可能性もあるわけです。

よね。そういった対応は考えられませんか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

林道の場合は、見積りを取りながら実施をしております。

○委員（新橋 実君）

もちろん、見積りは取らなくてはいけないわけですけど、やはり、路線を決めて業者を決めておけば、災害が起こった場合にはシルバーだけでは対応できないと思うのですが、その辺はどうですか。

○林務水産課主幹（岩元龍己君）

林道の草刈りにつきましては、まずシルバーのほうに最初に見積りを、1 m当たり53円という金額でやっているんですが、先ほど課長が言いましたように92路線のうち約7割ぐらいの予算確保を今している状況であります。本庁については国分隼人地域、それと各総合支所のほうで必要な箇所といたしますか、そういう通行量の多いところを優先をして大体10月、11月の時期に年1回、もしくは必要な箇所については2回しているところであります。それと災害等というか山のほうから倒木とか、いろんなそういう木が茂った箇所で突発的な箇所については、その都度対応している状況でございます。

○委員（新橋 実君）

対応しているわけですけど、シルバーで対応できないところがあるのではということですよ。対応できないのであれば、そういった業者を指定したほうがいいのかと提案しているわけですけど。側溝などもあるわけですよ。側溝の掃除などもシルバーで本当にできるのかなと思うんですよ。そういったものも含めてどうですか。

○林務水産課主幹（岩元龍己君）

シルバーで確かに対応できない規模もございます。その場合については民間業者のほうに部分的なものは委託をしている状況です。それと側溝のつまり等につきましても基本的には、職員のほうで巡回をして、その必要な箇所が出てきた場合には、シルバーではなくて業者のほう、もしくは職員のほうで、その泥上げとかそういうものを行っている状況です。

○委員（新橋 実君）

職員も少ない人数で大変だと思いますよ。できる限り路線を決めてやっておいたほうがいいのかと思います。これは提案しておきます。それと伐採届これは全て出されているということで確認していいですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

伐採届につきましても、事業者、個人ごともありますけれども、出されているというふうに思います。

○委員（新橋 実君）

非常に業者もですね、いろんな業者がいるわけですよ。森林組合等であればしっかりした仕事をしてくれるわけですけども、先日もいろいろあったんですけど、よその業者が来て「隣を切るからお宅も切らせてもらえないだろうか」といって、「うちはいいからと言ったのにもう切られていた」というようなこともあるわけです。そういう状況があってもめているところがあるらしいです。だから、その確認というのは、どこが、業者任せなのかですね。実際、杭が



打ってあるのかどうかよく分かりませんが、そういう状況が多いらしいですけどそういう状況が多いらしいです。そこは、誰がどのように確認するのですかね。

○林務水産課林務水産G長（落水田剛君）

伐採届のほうは、業者のほうから出てくるんですが、通常は伐採業者のほうで隣接者との境界の確認とか、切る範囲の協議をされているというふうに認識しております。

○委員（新橋 実君）

市としては立会いをしないわけですよ。実際に行ってみれば人の山林まで、切り倒して「すみません間違いました、間違っただけですだから買わせてください」ということがあって、安い単価で売ったりですね。そういうのが結構あるらしいですよ。前に霧島市でも問題があって、後は後でもめたんですけども、非常にこういうのが多くて森林組合の場合は道路をしっかり入れていい仕事をするんですけども、ああいう業者は道路もいい加減で災害が起こるような工事をするわけですよ。そういうところに対して、対応というのはどのような形でされているのか。伐採届が出されて、伐採して再造林されればいいんでしょうけども、その辺の対応というのはどうなんですか。

○林務水産課長（川東輝昭君）

今おっしゃるとおり、伐採届が受理されたものにつきましては、担当者が山の状況を見には行きますけれども、実際、伐採された分は職員として見には行っていません。植林をされた部分については、森林組合と職員が回るときに見ることはありますけれども、現段階ではそのような状況です。

○委員（新橋 実君）

以前も前の課長に話をしたことがあったんですけど、あまりにもおかしな業者は伐採届を出したときに、お宅はだめだというような形でオミットしてもらわないと、霧島市も山もだめになると思いますよ。そういう形を取るような対応というのはできないですか、部長どうですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

今委員がおっしゃるような状況がどのようなものなのかというのをこちらのほうでも、見聞きしてみまして、余りにもそういったことを何回も繰り返しているような業者であれば、オミットするのは難しいかと思うんですが、事前にそういったことを注意したりして、事に当たらせるとかいう指導に努めていきたいと思えます。

○委員長（常盤信一君）

できるだけ決算に関わるところで発言をお願いします。

○委員（前川原正人君）

成果書の75ページの中で経営所得安定対策、来年度から今度は直接支払いの交付単価が廃止をされると、これまで60kg当たり7,500円ですか、あったのがこれがゼロになるということになるわけですけど、この加入対象農家数が5,588人で加入者数が435人、パーセンテージで言うと7.7%と1割にも満たないような状況ではあるんですが、この加入面積で見たときにはどれぐらいの面積になるのかお示しいただけますか。

○農政畜産課長（田島博文君）

申し訳ございません。面積のほうでの調査をいたしておりません。また、後もって資料等を

調べて御報告ができればと思います。

○委員（前川原正人君）

問題は、対象者の5,500人が全部入れば、その分については救済ができるというふうにはなるんでしょけれども、わずか1割にも満たない人しか加入をしていただけないということになると、中山間地をたくさん抱えている霧島市ですので、これをどこまで上げていくのかというやはり努力が必要だと思うんですね。その辺についてどうお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

○農政畜産課主幹（末松正純君）

経営所得安定対策につきましては、従来、生産目標の割合というのがあって、そういったものを達成したかによって、その米の7,500円の直接支払い、影響してきているわけで、そういうところに加入するメリットがあるか、ないかというところがありまして、一般的には大規模農家、大規模生産農家の方でない、なかなかそのスケールのメリットが見出せない、それと色々な申請書類の手続き、確認の書類の提出物等もありまして、そういう事務の煩雑さから、なかなか飯米農家といいますか、そういった方々についてはこういう制度に加入してというのは、難しい状況でありましたということで、実際にはこういったような数字の割合になっておると認識しております。中山間地域のそういったような、比較的小さなところの農業者につきましては、米を大規模にやられるというよりは、どちらかと言えば飯米農家の方が多いので、そういった方々は中山間の直接支払制度であるとか、多面的支払であるとかですね、そういった制度に加入していただきながら農地を保全しながらというような形、またはその中山間地域の特性にあった、そういう農業ですね、いろんなその地域、地域の特性を生かしたお米であるとか、そういう作物であるとか、そういったようなところを推進していくという形を今のところ、我々としては意識しながら、仕事しているような状況でございます。

○委員（前川原正人君）

実際に今おっしゃるように、大農家でないとメリットがないわけです。100%というのはなかなか難しいと思うんですけど、相手もいることなんですけど、市として来年の廃止までの目標値というのは、どれぐらい持っていらっしゃるのですか。

○農政畜産課主幹（末松正純君）

目標値という形では、まだ漠然としたものですが、7,500円の部分については廃止されますけれども、産地交付金といいましてWCSでありますとか、加工用米への助成でありますとか、いわゆる主食用米以外の新規需要米とかそういったものに対する交付金制度については、引き続き継続をしていきまして、国としても需給調整には全く関与しないということではなくて、地域の主体性に任せながらと言いますか、そういった方向でお米がおいしい地域というか、日本全国で言いますと、売れる米のところでは主食用米に力を入れていくんでしょし、なかなかそういうところが振るわないという地域になりましたら、加工用米でありますとか、飼料用米でありますとか、そういったような新規需要米とか、そういったようなジャンルのほうに実情に合わせて対応していくというような形になると思います。この交付金制度につきましては、当分の間継続されるというふう聞いておりますので、再生協議会等の組織の中でまた検討していきながらということになるかと認識しております。

○委員（木野田誠君）

私は間違っていたらあれですけど、経営所得安定対策は減反が条件じゃなかったんですか。

○農政畜産課主幹（末松正純君）

以前の制度でいきますと、いわゆる減反政策ということなんですが、今回廃止される米の7,500円の部分ですね、そちらのほうについては一定の面積の要件があるということで、作って配分される面積があるということなんですが、産地交付金につきましては、そういった制限はございませんので加入することが有利だというような方については、こちらの制度を利用していただくような形になるということになります。

○委員（木野田誠君）

私の認識では、7.7%加入率ですが、この加入率が低いのは、さっき言った最初に1万5,000円出ているときのその減反要綱というのがあったから、だからその小さい面積を耕作してる人は、これには加入しないで、飯米を作ったというようなことで7.7%という数字だと思っておりますけど。

○農政畜産課主幹（末松正純君）

そのような考えでよろしいかと思えます。

○委員（新橋 実君）

地方卸売市場の件ですけど、81ページですね。オーバードアとはどういったドアですか。

○農政畜産課長（田島博文君）

市場の西側のところにシャッターがあるのを御存知かと思うんですが、そのもともと付いておりましたシャッターは3枚で西側の面を全て覆っていたと思うんですが、そのうちのシャッター、オーバードアといいますか、それが2枚今年の突風で壊れて修繕をしたということになっております。

○委員（新橋 実君）

壊れたのもオーバードアということですか。

○農政畜産課長（田島博文君）

おっしゃるとおりです。

○委員（新橋 実君）

壊れた部分だけを修理をしたということですか。

○農政畜産課長（田島博文君）

現在のところでは、壊れた部分を修繕ではなくて新たにやり直したと、2面の箇所だけを全てやり直して、一部はずれた程度で1面残っていたのは、若干の補修はしております。

○委員（新橋 実君）

あそこの市場は、どれぐらいの方が利用されていらっしゃるんですか。その売り上げというのはどれぐらいあるものですか。

○農政畜産課農政第1G長（今吉秀志君）

買受人の方が113名でございます。そして、今年の売上のほうが13億8,448万321円でございます。[9月22日審査冒頭に訂正発言あり]

○委員（新橋 実君）

それだけ売上げて、霧島市への還元というか、霧島市へ帰ってくるお金というのはどれぐらいになりますか。

○農政畜産課農政第1G長（今吉秀志君）

1年間で290万7,763円になります。

○委員（新橋 実君）

これは右肩上がりですか。今いろんなところに市場等があるわけですが、推計はどういうふうな形になっていますか。

○農政畜産課農政第1G長（今吉秀志君）

市場の面積に応じた使用料でございますので、使用料は変わりません。売上はその年の天候に左右されますので、若干が上向きな形ではありますが、ほぼ横ばいのような形になってきています。

○委員（厚地 覺君）

81ページの資源リサイクル事業ですが、この口述書で一つの堆肥生産組合で云々とありますけれども、この生産組合というのは法人なのか、任意組合なのかその辺をちょっと教えてください。

○農政畜産課長（田島博文君）

横川と国分の堆肥利用組合ですが、国分のほうが法人になっておりまして、横川のほうが任意と言いましょか、そういうことになっています。

○委員（厚地 覺君）

何名でやっているんですか。

○農政畜産課長（田島博文君）

3名ということで、組合の構成員はなっているようでございます。

○委員（厚地 覺君）

これは、わざわざ1か所に堆肥を農家が持ってくるんですか、今頃そういうことは考えられないんですけど、定款とかいうのは何て書いてあるんですか。

○農政畜産課長（田島博文君）

詳細について、説明できるか分かりませんが、組合員が畜産農家2名と茶農家1名ということで、それぞれ組まれてされているということでございまして、場所等については、あとでもう一回確認をして御連絡を差し上げたいと思います。[9月22日審査分の冒頭で資料配付]

○委員（厚地 覺君）

この辺は、頭数要件とか面積要件があるのかどうか、その辺も重ねてお願いします。

○委員（厚地 覺君）

農業専門技術指導員の設置で経営の安定化が図られたとありますけれども、これには経営、あるいは、経営指導するのに経理士のスペシャリストなどが入るのか。それとも、会計専門が付いているのか、その辺をお知らせ願います。

○農政畜産課長（田島博文君）

農政のほうに営農指導員が3名おりましてそのうち2名のほうは、農業の指導ということでしているわけですが、もうひと方が元農協職員でございますが、銀行業務であったり、ファイ

ナンシャルアドバイザーであったり、そういう資格をお持ちでございまして、そういう方が経理面の指導等をされておられます。

○委員（厚地 覺君）

この鳥獣被害の囲いわなですけど、これは2基となっていますがこれは、どこどこに設置したわけですか。1基の単価もお願いします。

○林務水産課林務水産G長（落水田剛君）

設置場所につきましては、国分の縄文の森に1か所、それから牧園町の万膳地区に1か所という形、大霧発電所の近くです。

○委員（厚地 覺君）

いかにも成果が上がったとありますけれども、成果が上がっているんですか。

○林務水産課林務水産G長（落水田剛君）

先ほどの価格のほうを申し上げます。約70万でございまして。それと成果につきましては、現段階まだ、運用について、試験的にやっているような状況でございまして、特に成果というものは上がっておりません。

○委員（厚地 覺君）

成果が上がったと書いてあるから上がったと思うんですよ。これは1基が、2基で75万円ですか。

○林務水産課林務水産G長（落水田剛君）

2基で150万円程度ということで1基が70万程度という形になります。

○委員（厚地 覺君）

驚くような数字でございましてけれども、ここに賃貸借契約書が平成29年1月1日、霧島市長、前田終止が結んでおりますけれども、これはですねこのわなが75万円も幾らもするようだったらですね、撤去していただきたいと思えます。これはあくまでも侵入防止柵の網を使ってるんですよ。例えば、100kgのイノシシが突進した場合は1 t以上あると言われますよ。この侵入防止柵は普通、霧島方面に張ってあるあれなんです。あれが入ったらおとなしいヤギぐらいは入っているでしょうけれども、万一これに入ってイノシシが突進力で来た場合どうされますか。ちゃんと私は、その当時、当たり前の設置をしてくれと言ったら「はい必ずこの近いうちにやり直します」と言われているんですよ。これが七十数万円も使って、撤去費用をちゃんとここにですね、設置物を撤去したら原状に帰して返還するとあるわけですから、その辺をもうちょっと検討していただきたいと、どう思いますか部長。

○農林水産部長（川東千尋君）

この柵が議員おっしゃるような、その圧力にどの程度耐えられるのか、あるいは設計上というか材質上どのようなものかということも、カタログとかそのような資料を見て我々も確認した上で実際、その事例は起こってはいないと思っているんですが、もしそのような状況が、今委員が懸念のようなことに結びつくようであれば、そういったことを含めて対応しなければならぬと考えています。まずは、今の施設がどの程度そういったことに耐えられるのか、機能があるのかといったところの検証からまずやっていきたいというふうに考えております。

○委員（厚地 覺君）

だから侵入防止柵の網が設置してありますから、これは人間が引っぱればうっと引っ張られてくるんですよ、簡単に動くわけですよ。だから頑丈な網でやるか、支柱を何本か途中に作ってやるか、万一被害があった場合は、市が責任をとらざるを得ないと思いますから、その辺は申し添えておきます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農林水産部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農林水産部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時35分」

---

「再開 午後 2時50分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

議案第64号、平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての保健福祉部関係の決算概要につきまして、説明申し上げます。平成28年度霧島市一般会計決算におきまして、民生費は215億7,795万5,962円で、前年度決算より13億1,659万5,283円、6.5%の増となっております。これは決算総額の36.6%を占めており、昨年度より2.57ポイント増加しています。また、衛生費におきましては、30億3,848万6,759円のうち、保健福祉部関係の決算額は11億1,067万1,491円、1.88%でございます。諸支出金におきましては、保健福祉部関係の決算額は病院事業費1億9,555万1,000円、0.33%でございます。歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金のうち民生費負担金の保育料など3億8,597万3,572円、国庫支出金のうち、生活保護費等の民生費国庫負担金70億4,714万2,552円、臨時福祉給付金等給付事業費、子ども・子育て支援交付金等の民生費国庫補助金9億7,163万2,000円、県支出金のうち、障害者自立支援給付費、子どものための教育・保育給付費及び児童手当などの民生費県負担金26億3,477万5,394円、重度心身障害者医療費、子ども・子育て支援交付金などの民生費県補助金6億1,565万784円となっております。次に、平成28年度に保健福祉部で取り組んだ主要事業と致しまして、総合計画のたすけあい支えあうまちづくり政策の施策ごとに申し上げますと、医療体制の充実におきましては、医師会医療センターにおいて、小児科診療開始や研修棟の建設をいたしました。こころと身体健康づくりの推進におきましては、市民が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう各種事業に取り組み、健康生きがいづくり推進モデル事業、地域健康生きがいづくり事業が各地区自治公民館で実施されたところです。地域における福祉の推進におきましては、霧島市すこやか支えあいプラン2015に基づき、地域包括ケアシステムの構築や成年後見センターの開設

をいたしました。また、生活保護事業、障害者福祉のための自立支援給付事業、市立養護老人ホーム運営事業等に取り組みました。子育て環境の充実におきましては、子ども・子育て支援法に基づく給付事業や待機児童解消のための私立保育所の増築に対する支援等を行いました。以上、保健福祉部関係の概要を説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長等がそれぞれ説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉政策課長（田上哲夫君）

それでは、はじめに、保健福祉政策課関係について、説明申し上げます。まず、決算の概要について、決算書により説明いたします。78ページ、民生費のうち社会福祉総務費につきまして、保健福祉部では、保健福祉政策課、長寿・障害福祉課、生活福祉課、保険年金課の4課が関係しておりますので、その分も含めて政策課で一括して説明いたします。予算総額33億6,204万円に対しまして、支出済額32億9,537万5,478円、執行率98.02%となっております。主な内訳は、総合支所を含む福祉関係職員の人件費、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会連合会等への運営補助金、国民健康保険及び介護保険特別会計等への繰出金等でございます。82ページ、社会福祉施設費でございますが、これは保健福祉政策課、子育て支援課、長寿・障害福祉課が関係しておりますので、その分も含めて当課で一括して説明申し上げます。予算現額5億8,620万1,000円に対しまして、支出済額3億8,828万4,465円、執行率66.24%となっております。主な内訳は、温泉センター等の指定管理委託料、私立保育所施設整備助成費用などとなっております。86ページ、臨時福祉給付金等給付事業費でございますが、予算現額6億3,705万5,000円に対し、支出済額6億2,093万6,999円、執行率97.47%となっております。内訳は、臨時福祉給付金支給に要した事務費及び交付金で、平成26年4月から消費税率が8%へ上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施いたしました。90ページ、災害救助費は予算現額2,284万円に対し、支出済額53万円、執行率2.32%となっております。内容は、住宅火災の被災者への見舞金でございます。なお、保健福祉政策課関係の主な歳入につきましては、決算書の22ページの民生使用料、32ページの民生費国庫補助金のうち臨時福祉給付金等給付事業費などでございます。次に、主要な施策について、主要な施策の成果により説明いたします。49ページ、施策体系の5-3地域における福祉の推進のため、民生委員・児童委員活動支援事業を実施しました。現在、霧島市においては、284名の民生委員・児童委員が地域住民の福祉の増進のために相談・訪問活動等に取組んでおられます。以上で、保健福祉政策課関係の説明を終わります。

○生活福祉課長（掘切 聡君）

続きまして、生活福祉課関係について、説明申し上げます。決算書は90ページ、主要な施策の成果は50、51ページでございます。まず、生活保護事業の主要な施策について、主要な施策の成果により説明いたします。主要な施策の成果50ページ、生活保護受給世帯は、全国的にはほぼ横ばいとなつてはいるものの、本市においては高齢者を中心に依然として増加傾向にあり、平成27年度末である平成28年3月時点では保護世帯数1,240世帯、保護率13.38%でしたが、平成29年同月では1,302世帯で保護率は13.95%となっております。雇用情勢は回復しつつありますが、高齢者や障がい者の所得に係る状況には依然変わりがなく、本市としましては、今後も、社会情勢を見守りつつ、また、法の適切な運営・実施に努め、被保護世帯の自立助長を図りな

から保護行政を行っていく必要があると考えております。施策の具体的措置，成果については資料のとおりでございます。以上で，生活福祉課関係の説明を終わります。

○子育て支援課長（岡元みち子君）

続きまして，子育て支援課関係について説明いたします。まず，主要な施策について，主要な施策の成果により説明いたします。52ページ，家庭児童相談事業では，子育てに関する相談，児童虐待やDV等の防止に対応するために，家庭児童相談員を配置し相談・支援活動を行いました。相談件数は1,278件でございました。子育て支援センター管理運営事業は，地域子育て支援拠点事業を8か所で実施し，子育て親子の交流の場を作り，子育て等に関する相談・支援・情報の提供を行い，安心して子育てができる環境づくりを行いました。子ども医療費助成事業は，医療費を助成することで，乳幼児期においては早期治療を促し児童の健全育成を図り，また，小・中学生の医療費助成では，子育てに関する親の経済的負担の軽減に資することができました。医療費助成延べ人数は11万502人でした。53ページ，放課後児童健全育成事業は，40か所の放課後児童クラブへ運営補助を行い，児童が放課後に安心して過ごせる場を提供し，保護者が安心して働ける環境づくりに寄与いたしました。子育て一時預かり事業は，子育て中の親が，仕事やリフレッシュ等のために，一時的に保育が必要な児童をキッズパークきりしまにおいて保育いたしました。利用者は延べ7,673人でした。児童扶養手当支給事業は，延べ1万9,190人に支給し，母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け，児童の福祉の推進を図りました。54ページの児童手当支給事業は，延べ20万1,541件支給し，子ども一人一人の育ちを支援することができました。ひとり親家庭医療費助成事業は，1,637世帯を対象に親と子の医療費を助成することで，ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図りました。子どものための教育・保育給付事業は，78か所の保育所等に対する運営費を給付することで，延べ4万8,666人の子どもを保育し，子育てをしている人が安心して働くことができる環境づくりに努めました。55ページ，保育料徴収事務は，平成27年度からの子ども・子育て支援新制度で，認定こども園に移行した施設の保育料が公定価格の一部として施設が徴収することとなったため，現年度の調定額が大幅に減額となったところです。右側の成果の欄をご覧ください。平成28年度の保育料現年度分徴収率は98.05%，過年度分徴収率が22.01%となりました。次年度繰越滞納額は，3,692万5,610円で，昨年度の繰越滞納額と比較して309万7,450円減額することができました。引き続き，収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。以上で，子育て支援課関係の説明を終わります。

○清水保育園長（新窪政博君）

続きまして，公立保育園関係について，説明申し上げます。まず，決算の概要を決算書により説明いたします。88ページ，こども育成支援費の予算現額43億7,662万5,000円のうち，公立保育園分は4億3,923万7,000円で，支出済額は4億2,657万6,016円，執行率は97.1%でございます。歳出の主なものは，公立保育園8園の職員36名分の人件費，保育士・調理員の嘱託職員54名，同じく日額の補佐員12名，合計66名の賃金のほか，消耗品費や賄材料費，保育園警備委託料などがございます。次に，主要な施策について，主要な施策の成果により説明いたします。56ページ，平成28年度の公立保育園8園全体の平成29年3月1日現在の入所状況は，定数495人に対しまして，入所児童数304人で，入所率61.4%となっております。また，特別保育事業と



して3事業を実施し、きりしますこやか保育事業では支援が必要と認められる児童8人に加配保育士を配置したほか、一時保育事業は延べ14人、延長保育事業は延べ1,416人の利用があり、保育ニーズへの対応に努めたところがございます。以上で、公立保育園関係の説明を終わります。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

続きまして、長寿・障害福祉課関係について、説明申し上げます。まず、決算の概要について、決算書により説明いたします。80ページ、障がい者福祉費につきましては、予算現額33億8,665万1,000円に対し、支出済額33億3,053万3,365円で、執行率は98.34%となりました。老人福祉費につきましては、予算現額2億9,999万6,000円に対し、支出済額は2億8,101万7,351円で、執行率は93.67%となりました。次に、主要な施策について、主要な施策の成果により説明いたします。57,58ページ、障がい者福祉費に関しては、平成29年4月1日現在の障害者手帳の保有状況は、身体障がい者が6,547名、知的障がい者1,031名、精神障がい者696名となっております。主な事業と致しまして、障がい者の社会参加や福祉の増進を図るための自立支援給付事業、障がい児の療育等を図るための障害児通所給付事業、障がい者の地域での生活を支えるための地域生活支援事業、障がい者及び保護者等の経済的負担軽減を図るための重度心身障害者医療費助成事業、福祉手当等給付事業などに取り組んでまいりました。59ページ、老人福祉費に関しては、長寿を祝福し敬老の意を表して市が贈る長寿祝金については、88歳686名、95歳211名、100歳以上110名、合計1,007名の方々に支給いたしました。年度内に100歳到達の方と男女の最高齢者には、お祝状も併せて贈呈いたしております。高齢者等の健康の維持・増進等を目的とするいきいきチケットにつきましては、70歳以上2万600人及び障がい者8,036人、合計2万8,636人を対象としまして、温泉・バス利用券を1万7,315人に、あん摩マッサージ・はり・きゅう施術利用券を1万4,991人に交付し、交付者の利用率はそれぞれ64.7%、27.9%の実績でした。このほか、本年4月1日に開所いたしました成年後見センターの開設準備、家族や住居の状況などの環境上や経済上の理由から、養護老人ホーム等への措置を行う老人福祉施設入所等事業、在宅での生活が不安な高齢者に対し居住や介護支援等を提供する生活支援ハウス運営事業、24時間365日対応可能なコールセンター方式による緊急通報装置整備事業や65歳以上の高齢者を含む任意団体の互助活動に対してポイントを付与し、地域の互助活動を活性化させる高齢者元気度アップ地域包括ケア推進モデル事業などの事業を実施し、地域包括ケア体制の充実・強化に努めてまいりました。以上で、長寿・障害福祉課関係の説明を終わります。

○日当山春光園長（末原トシ子君）

続きまして、養護老人ホーム関係について、説明申し上げます。決算書は82ページ、主要な施策の成果は60,61ページでございます。主要な施策について、主要な施策の成果により説明いたします。霧島市には、日当山春光園、横川長安寮の二つの市立の養護老人ホームがあり、65歳以上の高齢者の方々が入所されています。平成29年3月31日現在の入所数内訳等につきましては、日当山春光園は、定員50人に対し、男性14人、女性11人、計25人で、平均年齢は82.7歳となっております。横川長安寮につきましては、定員60人に対し、男性11人、女性16人、計27人で、平均年齢は85.3歳となっております。養護老人ホームにおきましては、各種行事等を通して、入所者が毎日を家庭的で温かい雰囲気と、衛生的で住みよい環境のもとで、明るく楽しく、生きがいを感じられるよう対応に努めたところがございます。以上で、養護老人ホーム関係の

説明を終わります。

○保険年金課長（有村和浩君）

続きまして、保険年金課関係につきまして、説明申し上げます。まず、決算の概要につきまして、決算書により説明いたします。84ページ、国民年金事務費は、予算現額9,967万6,000円に対し、支出済額9,957万2,230円で、執行率99.9%となっております。主なものは、人件費及び事務補佐員の賃金などでございます。後期高齢者医療福祉費は、予算現額19億9,217万2,000円に対し、支出済額19億6,716万20円で、執行率98.74%となっております。主なものは、人件費及び広域連合に対する負担金や特別会計に対しての繰出金でございます。次に、主要な施策につきまして、主要な施策の成果により説明いたします。62ページ、国民年金の現状につきましては、平成29年3月末における被保険者数は、第1号被保険者、任意加入被保険者及び第3号被保険者を合わせて2万2,922人となっております。年金受給者数は、老齢年金をはじめ、その他の年金を含め3万3,975人で、受給総額は232億2,631万7,067円となっております。具体的措置と成果についてでございますが、被保険者の異動事務に関しましては、新規取得や資格喪失など7,015件の異動処理を行っております。保険料の納付勧奨や免除申請などに関しましては、口座振替などの推進を図ったほか、失業などにより保険料の納付が困難な方には保険料免除制度について説明のうえ免除申請書などの受付処理を行い、未納者の増加防止に努めております。また、国民年金制度の周知を図るため、年金事務所と連携し、出前講座の実施や広報誌などによる広報に努めております。63ページ、後期高齢者医療福祉の負担金につきましては、後期高齢者医療制度の保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合の運営に必要な共通経費と療養給付費等に関する負担金を支払うものであります。また、繰出金につきましては、低所得者等の保険料軽減分のための経費と事務費に関する経費を、本市の後期高齢者医療特別会計へ繰出しております。以上で、保険年金課関係の説明を終わります。

○健康増進課長（林 康治君）

続きまして、健康増進課関係について、説明申し上げます。まず、決算の概要について、決算書により説明いたします。90ページ、保健衛生総務費につきましては、予算現額4億8,001万円に対し、支出済額4億7,657万2,941円で、執行率99.28%となっております。92ページ、予防費は、予算現額3億2,709万1,000円に対し、支出済額3億1,371万9,179円で、執行率95.91%となっております。母子保健費につきましては、予算現額1億5,807万7,000円に対し、支出済額1億5,277万5,716円で、執行率96.65%となっております。健康増進費は、予算現額1億2,355万8,000円に対し、支出済額1億1,145万9,407円で、執行率90.21%となっております。94ページ、地域医療対策費は、予算現額4,214万4,000円に対し、支出済額3,911万4,206円で、執行率92.81%となっております。食育健康推進費につきましては、予算現額1,873万9,000円に対し、支出済額1,703万42円で、執行率90.88%となっております。150ページ、病院事業費は、病院事業会計への負担金でございますが、予算額1億9,555万1,000円に対し、支出済額1億9,555万1,000円で、執行率100%となっております。次に、主要な施策について、主要な施策の成果により説明いたします。64ページ、発達に不安のある子どもや保護者に対する相談窓口である、霧島市子ども発達サポートセンターあゆみにおいて、臨床心理士や保健師による発達相談事業等を行いました。また、発達支援教室事業では、発達に不安のある子どもやその保護者に対す

る親子教室を開催し、発達障害啓発事業では、市民の皆様や支援者の方々に発達障害を正しく理解していただくために、発達に関する学習会を延べ9回開催いたしました。65ページ、予防接種事業につきましては、予防接種法に基づく各種予防接種を実施しましたが、この内、B型肝炎予防接種は、平成28年10月から開始したものでございます。また、結核予防事業として、結核の早期発見・予防のためのレントゲン検診、BCG予防接種等を実施いたしました。66ページ、母子保健事業では、母子保健法等に基づき、妊娠中から乳幼児期まで継続して、市民の皆様身近な健診・相談等を実施し、疾病の早期発見や子育て支援に努めました。67ページ、地域医療対策事業につきましては、始良地区医師会の協力のもと、医師会会員の医師の輪番体制により、霧島市立医師会医療センターの施設内で小児科・内科の365日の夜間救急診療事業を実施いたしました。受診者数について、平成18年度と平成28年度を比較しますと約1,500名増加しております。68ページ、健康増進事業につきましては、健康増進法に基づき、健康診査や各種がん検診、健康教育及び健康相談等を実施し、疾病の早期発見と早期治療、生活習慣病の予防に努め、市民の皆様の健康の保持増進を図りました。69ページ、霧島市食育推進計画（第2次）に基づき、市民の皆様が健全な食生活を実践するための各種取組を実施し、食育推進を図りました。70ページ、健康づくり推進事業において、健康生きがいがづくり推進モデル事業は、37地区自治公民館で実施され、また、平成26年度創設の地域健康生きがいがづくり事業については、モデル事業を終了した対象地区の44地区自治公民館で取組がなされました。71ページ、地域自殺対策緊急強化事業につきましては、自殺対策基本法に基づき、自殺予防の推進のために、自殺対策検討委員会や講演会及び研修会を開催いたしました。72ページ、病院事業会計へ一般会計から負担金を支出したもので、霧島市立医師会医療センターにおきましては、地域の中核病院として、地域医療機関や始良地区医師会等と連携を図り、医療提供体制の充実に努めました。以上で、健康増進課関係の説明を終わります。これで、議案第64号、平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての保健福祉部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（中村満雄君）

医師会医療センターについてお伺いします。365日の夜間救急診療事業を実施したとなっていて、内科と小児科の合計がでていますが、小児科は24時間ですか。準夜間帯だけですか。

○健康増進課長（林 康治君）

夜間救急診療事業につきましては準夜間帯までの診療でございまして、開業医の小児科と内科の先生を中心に、平日ですと午後8時から午後11時まで、土日祝日につきましては、午後7時から10時までということで、診療を行っていただいているところでございます。そこで診ていただいた重篤なお子さんであれば、医師会医療センターで昨年7月からは小児科を再開いたしましたので、そちらのほうの医師が診察して、入院させるなどの対応はできているところでございます。

○委員（中村満雄君）

主要な施策の成果の67ページにありますのは、内科、小児科医、いずれも準夜間帯までの数

字ですね。

○健康増進課長（林 康治君）

そのとおりでございます。

○委員（中村満雄君）

予防接種について伺いますが、霧島市で平成28年度に子宮頸がんの予防接種をされた方の人数はわかりますか。

○健康増進G長（中村真理子君）

平成28年度の子宮頸がんワクチンの接種者数はゼロです。

○委員（前川原正人君）

口述の中で臨時福祉給付金等給付事業ですが、これが97.47%ということで、本来であれば、これは消費税が10%になるよという前提での支給事業なんですけれども、この給付金を受け取らなかった要因、それなりの周知徹底もされていたと思いますが、どのように分析をいらっしゃいますか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

平成28年度の臨時福祉給付金につきましては、臨時福祉給付金、また年金生活者等支援臨時給付金という二本立てでございまして、臨時福祉給付金は支給率が82%、年金のほうは97%になっております。不支給の方々がいらっしゃいますけれども、不支給の方々というのは課税者の扶養に入っていたり、本人が課税者であったり、生活保護の受給者であったりということでございます。御質問のありました対象者に対しましての支給率が100%ではありませんので、対象書への案内と致しましては、申請書の発送をして、未申請者に対しては、再度の案内を実施を致しました。また広報誌により数回の申請案内を実施したところではございますけれども、支給を受けられなかった方々の理由というのは、周知徹底等がどうだったかというふうにはなると思います。

○委員（前川原正人君）

これは、政策的には問題もあるんですが、頂くものは頂くという視点でいけば、今おっしゃるように、年金を受給をしている人たちは97%程度の人は受け取ったよと。しかし、82%の人たちの部分については、先ほどの御説明では、扶養に入っていたりとか所得が上回っていたりとか、そういうのが大体18%ぐらいはあったんだという理解でよろしいですか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

不支給というのが、申請をしていただいたけれども対象にならなかった方が137人という人数でございまして、その支給率82%の18%の方々というのは、申請をされなかったりということになります。

○保健福祉部長（越口哲也君）

そもそも100%の全体の部分でございますけれども、この制度、国からの費用100%で事業を行っております。申請者の数を最大限に押さえた中での事業でございまして、支給対象にならないと思われる部分も含めた、相当多めの予算を確保した中での%でございますので、その中で申請をいただいて、申請をしたけれども、支給が百三十何名ということで、それ以外につきましては、所得が高かったり、扶養に入っていたりということで、その分も含めた予算の中

では全体で100%でございますけれども、82%くらいに落ち着いたということでございます。

○委員（前川原正人君）

確認をしますと、要するに対象となるであろう世帯に対しては、全部送ったという理解でいいわけですね。あとは申請主義ですので、申請をされるかされないかは置いていて、とにかく対象になるであろうという想定のもとでは、全部対象者に送ったという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

そのとおりでございますが、1回、受け付けましたけれども、さらに再度、2度目まで郵送しまして確認をとりまして、そういうダブルの対応もした上での人数であるということで御理解いただきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

生活保護の関係でございますが、平成28年3月時点、年度末の時点では保護世帯が1,240世帯と、保護率が13.38%ということで、平成29年の同月では、1,302世帯で保護率が13.95%ということになるんですけれども、この要因、生活が大変だから生活保護を申請をされるという前提になっていると思うんですが、どのように分析をされていらっしゃるんですか。

○生活福祉課長（堀切 聡君）

確かに、生活が苦しい方々が増えてきているという部分もありますけれども、高齢者世帯で年金が少ない方であったり、受給をされていらっしゃる方、それから霧島市内には有料の老人ホームが、あちこちでできておりますけれども、その施設に入れますと、9万円ぐらいの入居料が必要になります。そうなりますと、基礎年金を満額受給されても6万5,000円弱くらいしかございませんので、どうしても足りなくなってしまうということで、そういう部分での申請というものも増えてきているような状況でございます。

○委員（前川原正人君）

キッズパークきりしまですが、この利用が延べ7,673人であったという報告を頂いたわけですが、お聴きをすると、市外からも結構な人数が利用をされていて、以前は始良市からもお願いしますということで、この取組というのは大変な評価も得ているし、効果も出ていると思うんですが、7,673人の決算も数値が出て、市外の利用者というのは、どの程度いらっしゃったんでしょうか。

○こどもセンターG長（東郷美之君）

一時預かりの件ですが、延べ7,673人の利用のうち、利用人数の中ではカウントをしていないということです。一次預かりをするときには、1回登録を致します。その登録者が平成28年度で408件あったんですけれども、その中で13.9%が市外ということで聴いております。

○委員（平原志保君）

主要な施策の成果の65ページの予防接種についてですが、受診者数は出ているのですけれども、お知らせ等を送って、対象者がしたというのは数字がはっきりされているかと思うんですが、何%ずつ受けているかというのは数字をお持ちですか。風しんとか流行があるようなものでいいので、幾つか紹介してもらってもいいですか。あと、極端に低いものも教えてください。

○健康増進G長（中村真理子君）

MRの麻しん風しんの混合ワクチンにつきましては、MR 1期は93.4%、MR 2期は91.9%

という受診率であります。予防接種の接種率が比較的低い予防接種につきましては、子供に関しましては、日本脳炎の予防接種の1期の分が90.1%、1期追加も90.9%ということで、比較的低い数字ではあります。水ぼうそうの予防接種が89.9%で比較的低いほうではあると思いません。

○委員（平原志保君）

受けなければいけないものは比較的高いのかなと思いましたがけれども、よかったらあとでその資料を頂いてよろしいですか。

○委員長（常盤信一君）

あとでお願いします。

○委員（新橋 実君）

主要な施策の成果の56ページ、保育園の入所状況ですけれども、ほとんどが入所率が100%に足りていないわけですが、主な原因は何だと考えていらっしゃいますか。

○清水保育園長（新窪政博君）

3月1日現在61.4%と、年度の中では比較的高いほうで、年度当初は低いのですが、転入等によって、だんだん上がってくる数字が61.4%ということがございます。入所率の低いのは、横川、牧園地域でございます。児童数の減少であったりとか、ほかに幼稚園等があったりとかで、総体的な入所児童数が少なくなっている状況でございますので、そこを含めると、61%台の入所率になってしまうということになるかと思えます。

○委員（新橋 実君）

全体でも低いわけですがけれども、国分地区でも重久、清水、敷根と3園あるわけですが。ここも100%に達していないわけですが、その辺の理由はなんですか。

○清水保育園長（新窪政博君）

国分地区には現在3園ございます。それぞれの所で100%に達していない事情はあります。いずれも80%を超えておりまして、それぞれ入所の問合せ等を受けているところですが、年齢ごとの定数というのもございます。その年齢の定数がいっぱいであると、全体的には空きがあるように見えても、その年齢層を受け入れられないという事情等もあって、このような数字になっているものと考えております。

○委員（新橋 実君）

確かに0歳児とかいろいろありますよね。今の入所児童数は、職員の人数が、これでいっぱいだと。例えば正規職員、非常勤職員がいらっしゃると思うわけですがけれども、定員には達していないけれども、人数的にはこれでいっぱいだという理解でいいですか。

○清水保育園長（新窪政博君）

保育士一人が受け持つ子供の数というのが、0歳児だと3名、1、2歳児で6名、3歳児で20名、4歳児、5歳児で30名という数字になります。特に1歳児につきましては、一人の受け持ち人数が少ないということに合わせて、子供一人に対する面積を確保しなければならないという要件もあって、その広がりがないというのが実情でございます。4歳、5歳になります、一人で最大30名まで持てるわけですがけれども、そのところに四、五人ぐらいつつの空きがあると。まだ受け入れられる範囲だけれども、入所希望がない、そのかわりに未満児

の希望が多いという実情ではあります。

○委員（新橋 実君）

それぞれの保育園の職員人数を教えてください。

○清水保育園長（新窪政博君）

平成28年4月1日現在の数値になります。園長は含めません。重久保育園、正規職員の保育士数が5人でうち1人は再任用です。嘱託保育士が5人。清水保育園、正規職員の保育士が4人、臨時雇用の保育士が11人、敷根保育園、正規職員の保育士が3人、臨時雇用が6人、佐々木保育園、正規職員の保育士が3人、横川保育園、正規職員の保育士が2人、臨時雇用の保育士が8人、牧園保育園、正規職員の保育士が3人、臨時雇用の保育士が1人、高千穂保育園、正規職員の保育士が2人、臨時雇用の保育士が7人、中津川保育園、正規職員の保育士が3人、臨時雇用の保育士が2人、以上のような構成になっております。なお、臨時職員の中には常勤の嘱託保育士と非常勤の月に14日程度勤務する保育補佐員を合わせた人数になっております。

○委員（新橋 実君）

人数を確認しますと、人数も多い所もあるわけですが、この人数が、今の園に合った人数と理解してよろしいですか。

○清水保育園長（新窪政博君）

現在、受け入れている児童数に沿った人数になっております。ただ、加配が必要な子供がいたりとかということで少し増えたり、また若干不足をしている園もございます。いずれにしても、なんとかこの人数でやっているという状況でございます。

○委員（新橋 実君）

例えば途中で入りたいという園児が出た場合は、今のところ、国分の3園は入れないと。それ以外であれば入れると考えていいですか。

○清水保育園長（新窪政博君）

原則的な考え方はそういうことになるかと思いますが、先ほど申し上げました年齢の定数が、ネックになっているところでございます。

○委員（前川原正人君）

子ども医療費助成事業で、今回、決算額で見たときに登録者数で1万7,463人と、延べ人数で11万502人ということなんですが、生活保護若しくは住民税非課税の方については無料ということになるんですが、2,000円を超えた分を医療費助成をするという事業と理解をするわけですが、住民税非課税の部分とすみ分けたときに、どういう構成割合になっているんでしょうか。

○子育て支援課主幹（市来秀一君）

生活保護受給者世帯につきましては対象外ということになります。非課税世帯についてなんですが、延べ数では把握しておるんですが、世帯数の状況としては正確な数値を持っておりません。ただ、割合としては、全対象世帯の5%程度というふうに推定しているところです。

○委員（前川原正人君）

やはり決算ですので、比較対象で見ちゃうんですけども、平成27年度の決算からすると、約半分くらいの利用なんです。平成27年度の決算で見ますと、延べ人数で24万7,203人です。

ところが平成28年度決算を見てみますと、11万502人ということで半分以下に減っているわけです。一言で言えば病院に行かなかったのかなということですが、これは大きな何か要因があったわけですか。

○子育て支援課主幹（市来秀一君）

平成28年度の11万502人ですが、子ども医療費助成の支給を受けた対象児童数の延べ数ということで、今回、上げさせていただいております。前年度までは件数ということで、一人の児童が複数の病院に通っていましたが、その分までカウントされます。ちなみに平成28年度の件数で言いますと、25万2,679件ということで増加傾向となっております。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、子ども・子育て支援新制度で、先ほどの口述の中で、認定こども園に移行した施設の保育料が公定価格の一部として施設が徴収することとなったということなんですが、そのために現年度の調定額を大幅に減額したんだという御説明を頂いたんですけど、公定価格の一部として施設が徴収することとなったというのは、いわゆる1号とか2号とかの関係の部分だと思うんですが、もう少しここの御説明を頂ければと思います。

○保育・幼稚園G長（富田正人君）

認定子ども園につきましては1号、2号、3号の保育料については、自園徴収を致します。その分は公定価格から引いて運営費を払っておりますので、その分も公定価格の一部として捉えているという形になりますので、その分を含めた形の保育料を引いた分を認定子ども園については、運営費をお支払いしているという形になります。ちなみに平成27年度から平成28年度にかけては、4園が認定子ども園化したことによりまして、それで調定が減になった理由でございます。

○委員（前川原正人君）

実質、調定額は減ったけれど、実際の収入済額については、ほとんど影響がなかったという理解でよろしいですか。

○保育・幼稚園G長（富田正人君）

収入につきましては、認定子ども園につきまして園が徴収をしますので、基本の保育単価がありまして、そのとき保育単価を支払うときに、園の保育料を引いてお支払いをするという形になっております。保育園であれば、運営費をそのまま支払うんですけども、認定子ども園の場合は自園で徴収する保育料を引いた分の差額の運営費をお支払いしている形になります。

○委員（前川原正人君）

お聴きをしたいのは、認定子ども園が徴収した保育料は把握されていらっしゃるのですか。

○保育・幼稚園G長（富田正人君）

認定子ども園で取る保育料については、まず、市のほうで保育料を決定いたしますので、その分は把握しております。国の補助金交付の際も、その分を引いた分を補助金交付することになっています。保育料の全体の調定としては、認定こども園を含めた調定なんですけれども、市の調定としては、その分を差し引いた分で、保育園の分だけの調定を市としては受け入れている形になります。事業費の全体ベースとしましては、認定子ども園の保育料についても、国



の補助金交付の中では、申請をしている形になっております。

○委員（前川原正人君）

認定子ども園が徴収した金額については、幾らが向こうに行っているんですか。今度は、今おっしゃった、市のほうが算定をして保育料を頂くわけですね。それがまた支払う方向であると思うんですけど、それを見たときに認定子ども園に幾ら行くのかということです。この決算で見た時に、調定額で見たらおかしくなるわけですね。そこはすみ分けて幾らなのかということです。

○保育・幼稚園G長（富田正人君）

平成28年度の子どものための教育・保育給付費の対象経費総額なんですけれども、国の対象経費の総額が33億4,583万8,571円なんですけれども、そのうち認定こども園等で保育料を徴収される分が3億5,345万5,908円となっております。その分につきましては、その経費の中から引いた形で国の補助金申請を行う形となっております。

○委員（新橋 実君）

主要な施策の成果68ページ、健康診査とか各種がん検診等があるわけなんですけれども、これは受診者が書いてあるわけなんですけれども、どれくらいの方に発送されて、健診をされているのか、その辺りの率はどうですか。

○健康増進G長（中村真理子君）

各種がん検診の発送ですが、霧島市では、健診の通知が欲しいかどうかという事前登録制を取っています。その登録を希望された方に対して、がんの種類希望状況に合わせて通知をしているところです。胃がん検診、大腸がん検診については約3万8,000人の登録希望者がいらっしゃいます。子宮がん、乳がん等の女性がん検診については、約2万9,000人くらいの登録希望者がいらっしゃいます。

○委員（新橋 実君）

その方々に出して、実際に受診している方が、これだけということですか。予算はそれだけ組んでいるということではないですか。その辺も教えてください。

○健康増進G長（中村真理子君）

登録希望者の方には通知をしておりますが、予算につきましては毎年度の実績等を踏まえまして、大体このくらいの方に対して、何%くらいを受診者がいるということから、予算は組ませていただいているところです。

○委員（新橋 実君）

ここに人数が上がっていますが、この人数が毎年の大体的実績だということですか。

○すこやか保健センター所長（早瀬秀子君）

大方ここに書いてある人数で、例年さほど大きな差はないというところではございますけれども、平成28年度は胃がん健診では、3万8,000人ぐらいいし出して4,323人に受けていただきました。率でいうと十%になるのですが、胃がん検診は概ね十四、五%で推移しています。大腸がん検診については、3万8,000人ぐらいいし出して6,946人ぐらいいし出して18%くらいになると思いますが、残念ながら、20%をなかなか越えていない状況となっております。

○委員（新橋 実君）

14%から20%を越えないということですが、そのことについては、どのように考えていますか。

○すこやか保健センター所長（早瀬秀子君）

私たちが懸念しているところでございまして、議会のほうでも、以前、何らか工夫をして受診率を上げるようにということで、私どもいろいろと考えてはいるところですが、もちろん啓発ということもしましたし、健診の形態を変える、あるいは通知の方法を変えてみるということもそれぞれやっております。ちなみに本年度からですけれども、女性がんのほうも予約制を取り入れたりしました。さらに来年は、ほかの検診も体制を考えようということで、鋭意努力をしているところではございますが、特に企業のほうの協会健保で特定検査をされますけれども、中小企業ではがん検診等が必須というわけではないので、そこら辺についても商工会あるいは商工会議所、どちらにも出向きまして発行される機関紙と一緒にに入れてもらうとか、そういう工夫も本年度はしているところではございます。

○委員（新橋 実君）

女性は、乳がんが非常に問題になっています。そういったところに、もうちょっと力を入れるべきではないかと思うんです。2万9,000人に対して5,400人ということで、毎年やるべきではないかというようなことを言われていますけれども、半年にでも受けたほうが良いと言われます。あくる日にできるかもしれないとかいわれますけれども、その辺はどう考えていますか。

○すこやか保健センター所長（早瀬秀子君）

衛生統計というところでは、国のほうで標準化死亡比、SMRと略しますが、国のほうで統一した市町村の年齢構成が均一であるという仮定で数値を補正して比較する指数なんです。霧島市は平成22年から平成26年では、乳がんの場合、72.7という数字です。これは100を下回って低いほうが良いのですが、県が99.3に対して霧島市が72.3。乳がんについてはそのくらいですが、子宮がんが131と、やはり高いということで、女性検診として、本市では乳がん、子宮がん、骨粗しょう症の三つをやっております。[翌日の冒頭で訂正発言あり] 乳がんについては、今年度から検診機関も変えまして、かつ予約制にもしましたけれども、とても精度の高い検診ということで工夫はしているところですが、昨今の医療情報とかも鑑みまして、その検診機関のほうで、協力してくれるいい機関でございまして、昨年と比べて精密検査の精度も高まって、いい検診にはなっていると思います。ただ、市では年に1回やるのが限界というところ。40代からが対象ですが、今年から予約制にしたことで、若い方が増えていらっしゃるということと30代は法定ではないんですけれども、超音波健診を独自で4,500円払って受けていただくことのできるだけで、少しずつ受けていただくようになったかなと思っています。やはり若年層の早期発見、早期治療ということも、今後も重視していきたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

特に若い方、20代からそういうものもあるというようなことも聞きますので、ぜひとも力をいれていただきたいと思います。

○副委員長（木野田誠君）

今のところで、3万8,000人に通知をされて、例えば胃がん検診では4,323名が受診をされた

ということなんですけど、これも大事なことですけれども、もっと大事なのは、精密検査を言われた人が、医師会医療センターの先生が、胃がんとか肝炎ウィルスで精密検査の言われた人が来ないんですよというような話をよくされるんですけれど、その辺の追跡調査はされていますか。

○すこやか保健センター所長（早渕秀子君）

調査というほどではないんですが、必ず精密検診を受診される方の名簿は検診機関から回ってきますので、各地区担当の保健師にその名簿に基づいて3か月後、6か月後のフォローをしまして、受けていられない方には電話での勧奨を1回、どうしてもお会いできない方には訪問して、雇いあげの看護師さん等にもお願いをして訪問をしまして、受診を促しております。胃がんの精密検査を受けた方々は少ない状況です。子宮がんとか乳がんについては100%近い率で精密検査を受けていただいているんですけれど、胃がん、大腸がんが伸び悩んでいるところで、8割行くかどうかだと思います。精密検査の案内をするのですが、やはり病気をすることが怖いとか、胃のポリープだろうとかと置いておかれる方が多いのですが、お願いは毎回しております。

○副委員長（木野田誠君）

徹底してやっていたらと思います。訪問して健診を促す、この方法というのは、何年前くらい前からやっていたらいいですか。

○すこやか保健センター所長（早渕秀子君）

合併後12年経ちますけれど、それ以前から各市町でやっていたと思います。肺がん等につきましては、一か月後に全員にお知らせするのですが、緊急に行ってくださいという指示が来るものについても訪問をしています。ただ、昼間ですと、仕事をしていらっしゃるし、なかなかお会いできない状況であります。

○委員（前川原正人君）

主要な施策の成果65ページ、B型肝炎ワクチン予防接種が平成28年10月から始まったということで、B型肝炎の定期と任意と表記があるんですけれども、この違いはなんですか。

○健康増進課長（林 康治君）

年度途中からの実施ということで、対象者が平成28年4月1日以降に生まれた方と法定ではなされておりまして、それが定期予防接種にあたります。任意につきましては、それ以前の方で1歳に満たない方もいらっしゃるということで、1年間遡って平成27年4月1日から平成28年3月31日までの方を任意接種として、市のほうで助成する市独自の救済措置でございます。

○委員（前川原正人君）

定期については法的な根拠によるものと思いますが、任意の部分というのは、本人の申請なり、行政が周知をするなり、そういうものもあったということですか。

○健康増進課長（林 康治君）

対象者につきましては、市のほうから通知しております。

○委員（前川原正人君）

任意のほうで1,299人と、これは全体では何人でしたか。

○健康増進課長（林 康治君）

B型肝炎のワクチンにつきましては3回の接種が基本となっております延べ人数でございますが、実数としては資料を持ち合わせておりません。後で資料をお持ちいたします。[翌日の冒頭に説明あり]

○委員（前川原正人君）

温泉・バス利用券の関係で、口述の中で70歳以上2万600人及び障害者8,036人、合計2万8,636人を対象とし、温泉・バス利用券とあん摩マッサージ・はり・きゅう施術利用券を支給したということなのですが、交付者の利用率が温泉・バスのほうが64.7%と。100%はなかなか難しいでしょうけれども、しかし、はり・きゅう施術利用券が27.9%と3割にも満たないとなりますと、いかがなものかなと。どうもなければ使わないというのはあるんでしょうけれども、これをもう少し使い勝手のいい形に環境を作っていくということも必要かと思うんですが、この27.9%の実績を、どのように見ていらっしゃいますか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

御指摘のとおり、はり・きゅう等の施術の分につきましては、温泉・バス利用のチケットと一緒にお配りするわけですが、御本人様が温泉・バス利用券のほうだけで、はり・きゅうはいらないという方が、かなりいらっしゃって、冊子を別にしているものですから、最初から、お受けにならない方がかなりいらっしゃいます。そういうこともあり、なかなか利用が伸びていないというところでございます。また、自宅に行って施術してもらう分については認めていないのですが、平成28年度以前からでございますが、地域で高齢者の皆さんが集まっておられるサロンに、はり・きゅう・あん摩の方々に来ていただいて、サロンなどで団体でお受けになれるようなものについては、現在認めるようにしております、そういう意味で、私どもも利用率の向上については努力をしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

霧島市食育推進計画（第2次）、これは配られていますか。

○健康増進課長（林 康治君）

霧島市食育推進計画第二次ですけれど、平成25年3月に策定いたしまして、これと併せて霧島市健康増進計画、健康きりしま21（第2次）も同じときに作成しております、市の計画書ですので、セットでお渡ししているんじゃないかと思うのですが、基本、議員への配付する予定で印刷しております。あと第3次計画につきましては、今年度中に作成いたしますけれど、食育推進計画で健康きりしま21と1冊にして、議員へもお配りする予定でございます。

○委員（新橋 実君）

主要な施策の成果の60、61ページの春光園と横川長安寮ですけれども、入所者が非常に少ないですけれども、今後の入所者確保に向けてとか、運営に向けて、どのように考えていますか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

当初の民営化計画では、春光園と長安寮を1か所にまとめて民営化する計画でした。私ども、それに向けて準備を進めていたところでございますけれども、県のほうが、おのおの違う施設を市の判断で一本化することはできないということでございましたので、今年度は春光園のほうを先に民営化の方向で準備を進めております。民営化することによりまして、今の施設は2人部屋で非常に狭く、利用者としてはプライバシーの確保が難しい建物でございますので、こ

れを、なるべく1人部屋にして、住みやすい生活環境にしたいということで、民営化もこの部分につきましては、今の施設を造り直すということは困難でございますので、受けた法人に、新たな場所を確保していただいて、そちらのほうに設置をします。ただ、県のほうも、その事業を合わせて進めることはできないということです。今の春光園の施設を、当面、民営化する法人に運用していただきながら、新しい施設を造っていただいて、そちらに移って、個室のいい環境で入所者の対応をさせていただくという形で進んでおります。そうしますと長安寮のほうをどうするかという部分が出てまいりますけれども、長安寮につきましては、当面、現状の中で運用させていただきながら、施設が新しくなることによって、利用者の増員とかございますれば、長安寮についても同じような方法で民営化をするという方法もございますし、春光園の利用者が、あまり伸びないようであれば、長安寮の施設を最終的には春光園のほうに移す形での対応も必要かなということで、その辺につきましては、民営化を含めた中で、十分に検討しながら慎重に進めている最中でございます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

養護老人ホームについての御質問でしたが、養護老人ホームにつきましては、いわゆる介護保険施設とは違いまして、老人福祉法に基づいて、霧島市の場合には、福祉事務所長が措置をするということでございます。経済的な理由等で、自宅で生活ができないという方の申し出があった場合に、状況を判断をして希望する施設に措置をするわけでございます。霧島市だけではなくて市外からの方も、それぞれの措置権者が設置をすることで、入所することができるということでございます。現状と致しましては、そういう市外からの措置も含めまして、それほど希望がないというような状況でございます。

○委員（新橋 実君）

私たちが、以前、現地調査をしたとき、部長もいわれたように、あそこはプライバシーの確保が非常に悪いということで、2人部屋を1人部屋にするという話もあったんですけど、それはまだ出来ていないということですか。

○日当山春光園長（末原トシ子君）

1室は感染症などのときのために予備で取っている関係で、実際に入所している部屋は24室です。できるだけ1人用にしておりますが、人数の関係で二人の所もございます。今年になってからですけど、御夫婦で入られたところがあったり、あと高齢の方で一人では不安だと言われる方、身体的に耳の悪い方とか、そういう方は、緊急時の対応等を考えまして、2人部屋での対応を致しております。できるだけ、一人にしている状況でございます。

○横川長安寮（馬場 昇君）

横川長安寮では、現在30室ありますが、基本的には2人部屋なっていますが、現在、9部屋が2人部屋で1人部屋は6部屋です。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで保健福祉関係の質疑を終わります。以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。また、明日の審査も午前9時から行います。本日はこれ

で散会します。

「散 会 午後 4時20分」